

忠岡町の都市計画に関する基本的な方針

平成24年3月

忠 岡 町

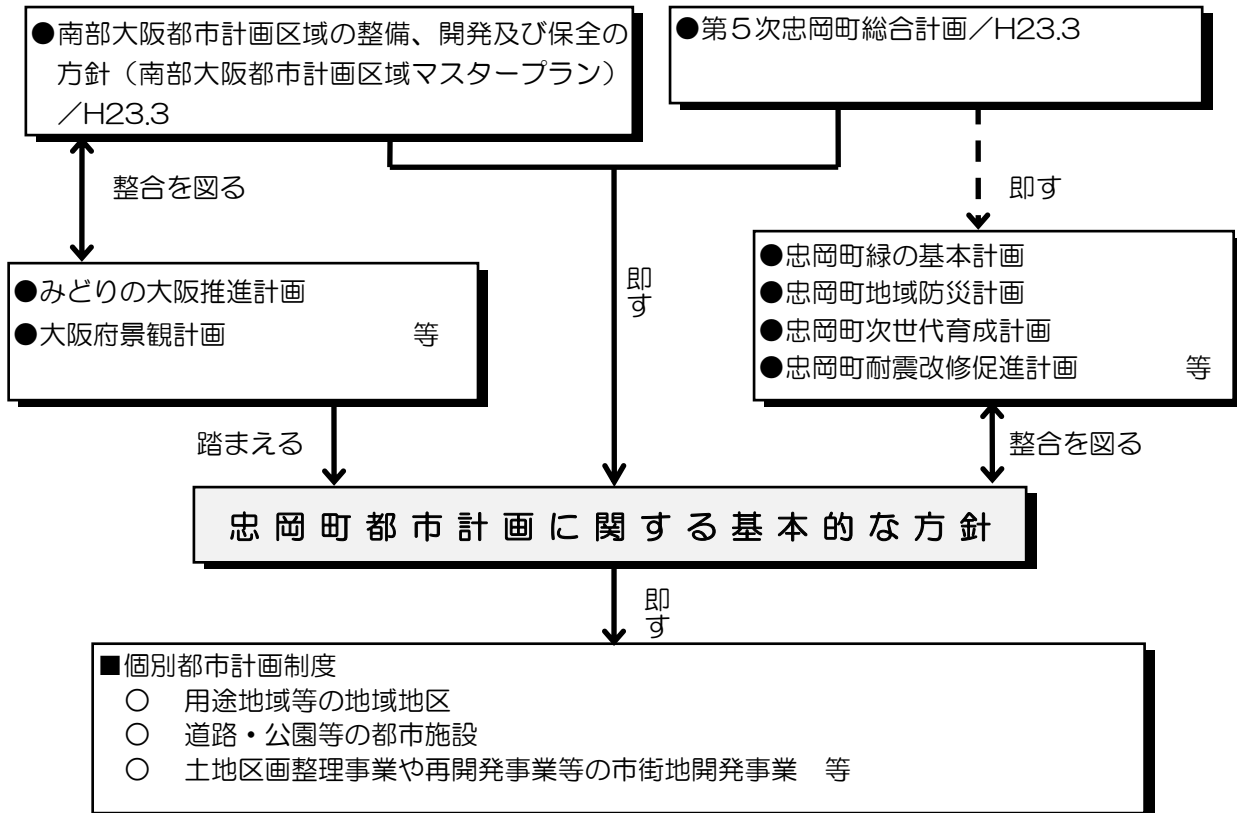
～目 次～

第1章. 都市計画に関する基本的な方針について	1
第2章. 忠岡町の概要	3
第3章. 忠岡町の都市整備の主要課題	
3-1 忠岡町を取り巻く状況の変化と都市整備の主要な課題	30
3-2 総合的なまちづくりの推進と都市整備の主要な課題	32
第4章. 全体構想	
4-1 都市づくりの基本理念・将来像	34
4-2 将来人口フレーム	35
4-3 本町がめざすゾーンと骨格軸の形成	36
第5章. 都市づくりの基本方針	
5-1 土地、建物利用の規制・誘導の基本方針	41
5-2 都市施設整備の基本方針	41
5-3 都市環境等の保全・整備の基本方針	44
5-4 都市景観等の保全・整備の基本方針	45
5-5 市街地整備及び住宅供給等の基本方針	45
5-6 都市防災・防犯の基本方針	46
第6章. 地域別構想	
6-1 地域区分の考え方	47
6-2 南東地域	48
6-3 北西地域	53
第7章. まちづくりの推進	58

第1章. 都市計画に関する基本的な方針について

本計画は、都市計画法において「市町村の都市計画に関する基本的な方針（第18条の2）※」として位置づけられるものであり、本町においては平成12年7月に策定しています。

～「忠岡町の都市計画に関する基本的な方針」の位置づけ～



※なお、各上位・関連計画が見直し中である場合は適宜調整を図ることとします。

※(都市計画法 第18条の2 市町村の都市計画に関する基本的な方針)

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。

この間、世界的には経済・産業構造が大きく変化し、また、地球温暖化の抑制や生物多様性の保全などへの対応も求められるようになり、本町においては、少子高齢化の進行、住民の価値観の多様化、地域産業を支えてきた事業所の減少等が顕在化してきています。

これら時代の変化にも適切に対応し、ゆとりと豊かさを真に実感できる暮らしの場として、地域の特質を活かした安全・安心で快適な都市づくりを進めるためには、将来都市像の実現に向けて道路・公園及び市街地整備などの都市づくりに関わる施策と、産業や福祉、教育などに関わる多様な施策を、長期的な視点にたって相互に整合を図りながら展開していくことが求められています。

このため、これまでの成果を踏まえながら、将来の都市像や地域のあるべき姿などについては概ね20年間で展望しつつ、具体的な土地利用、都市施設等に関する計画については、概ね10年

間を展望するなかで、第5次忠岡町総合計画をはじめとする上位計画や関連計画とも整合を図りながら本計画を改定することとします。

なお、この「忠岡町の都市計画に関する基本的な方針」は、都市全体の将来ビジョンや土地利用のあり方を示す「全体構想」及び都市施設整備や防災・都市景観形成のあり方等を示す「都市づくりの基本方針」と、地域ごとのまちづくりの考え方や市街地像、整備の方策等を示す「地域別構想」、まちづくりの手法等を示す「まちづくりの推進」の4段階で構成します。

第2章. 忠岡町の概要

(1) 位置・面積等

忠岡町は、大阪府の西南部、町域の西側は大阪湾に面する臨海平坦部に位置し、北は大津川・牛滝川を境に泉大津市、東は和泉市、南は岸和田市に隣接しており、東西に長く南北に短い形状で、町域面積は4.03km²と全国で最も小さく、全体的に平坦な地形です。

大阪府の都心でもある梅田や難波まで約20km、大阪府及び関西圏への玄関口ともなっている関西国際空港へも約20kmとなっています。

都市計画区域は南部大阪都市計画区域（南河内地域、泉北地域、泉南地域）に属し、広域圏は堺市・泉大津市・和泉市・高石市とともに泉北地域広域行政圏を構成しています。

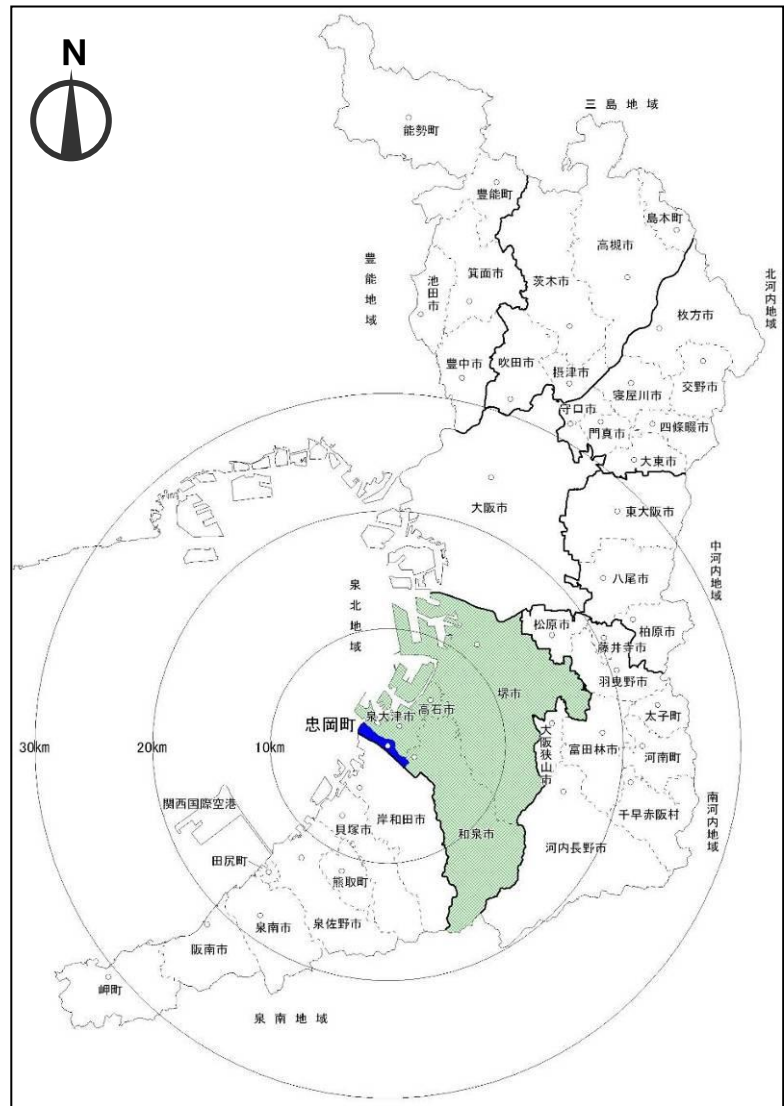


図2-1 位置図

(2) 沿革

本町域においては、縄文式、弥生式時代の遺跡は確認されていませんが、周辺の状況からみて早くから人々が住み、5世紀前後から、中央集権の支配下に入り、住民は一部が魚貝を朝廷に貢進する網曳、大部分が名代軽部として、農魚の生活を続けていたと考えられます。

その後、江戸時代初期には幕府直轄領となり、幕末に至るまで一橋領、小泉藩領、淀藩領となり、近代に入って明治22年（1889年）の町村制施行により忠岡村となって以来120年有余にわたって、町域に変更なく現在に至っているのは、極めて珍しく、本町の特徴の一つと言えます。

また、第1次世界大戦後、大手の紡績紡織工場が本町内に立地し、繊維産業のまちとして盛況を呈し、大正14年に南海本線忠岡駅が設置、さらに昭和14年10月に町制が施行されて近代的な産業の町として基盤が整えられてきました。

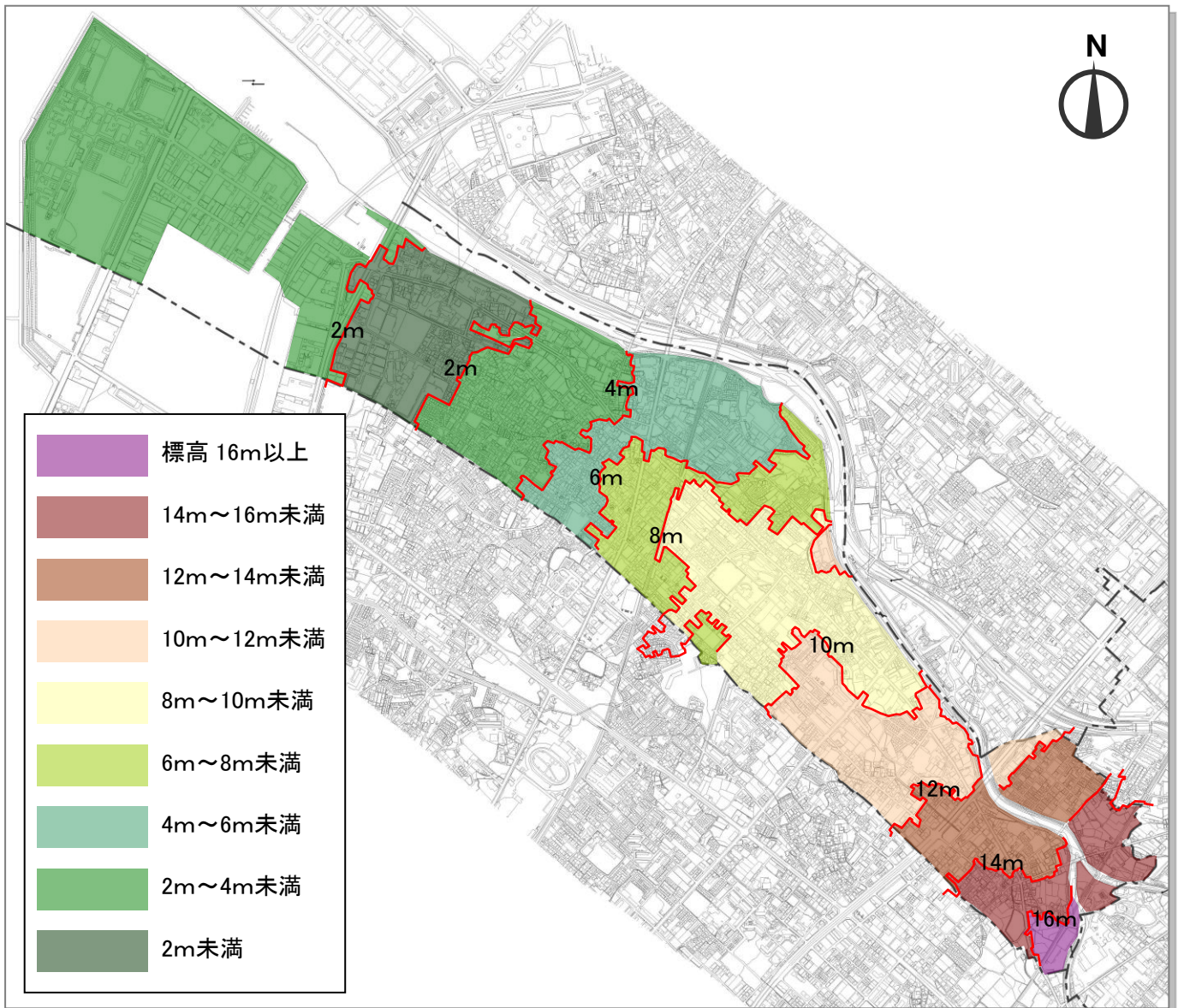
このような長い歴史と伝統の中で培われた先進性と人間味豊かな住民の気風によって、非常に小さいながら、まとまりのある住みよいまちを形づくっています。

(3) 地形

本町は、南東部の低位段丘（標高約 10m より高い部分）、中央部の沖積部分（標高約 5～10m）北西部の泉州臨海低地（標高約 5m 以下）の三つの部分からなっていますが、全体的に概ね平坦な地形です。

町域で最も標高が低いのは、忠岡南（浜霊園付近）で 2m 未満、最も高いのは高月南（JR 阪和線踏切付近）で概ね 16m 程度となっています。

図 2-2 地形図



(4) 水系

本町の北側の町域界でもある大津川は、町域東端の高月付近で松尾川と牛滝川が合流、さらに馬瀬地区付近で泉大津市内を流れる榎尾川と合流して大阪湾に注いでいます。

泉州地域にはため池が多く見られますが、本町では高月地区に比較的大きなため池（前々池）が存在します。

図2-3 水系図



(5) 人口等の動向

① 総人口及び世帯数

本町の人口・世帯数は、平成7年以降増加傾向にあります。昭和60年と平成22年の人口を比べると府平均を上回る伸び率となっています。

また、世帯数の伸び率が人口の伸び率を上回っているため、1世帯あたり人員は昭和60年以降減少傾向にあり単身世帯や夫婦のみ世帯等の増加が伺えます。

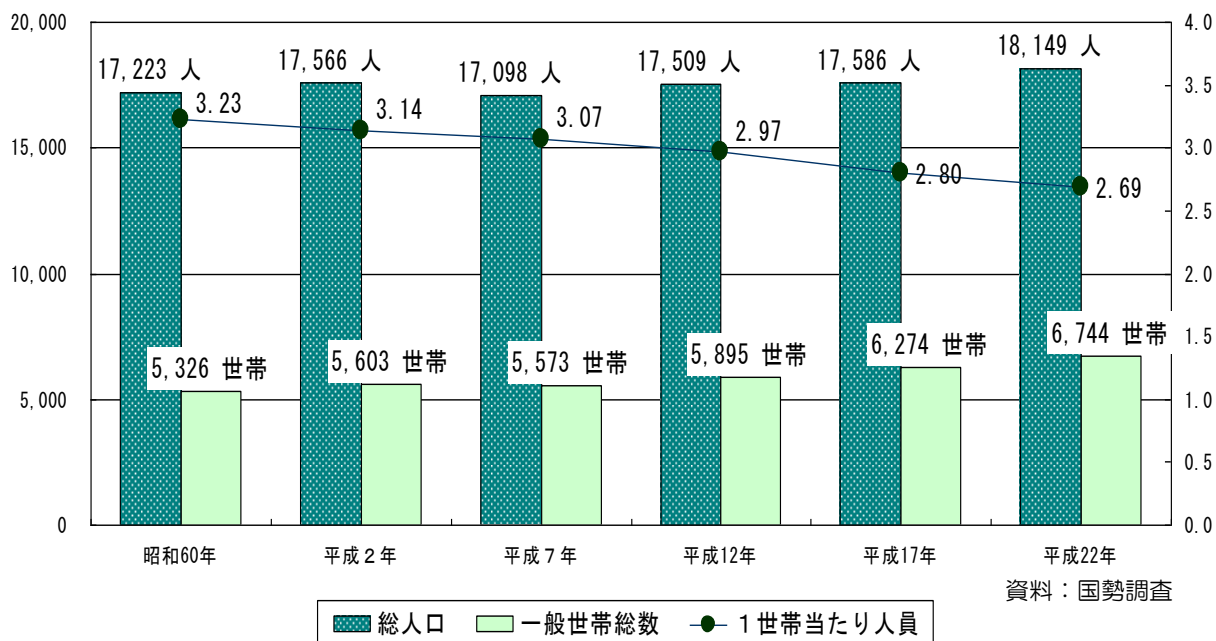


図2-4 人口・世帯数等の推移

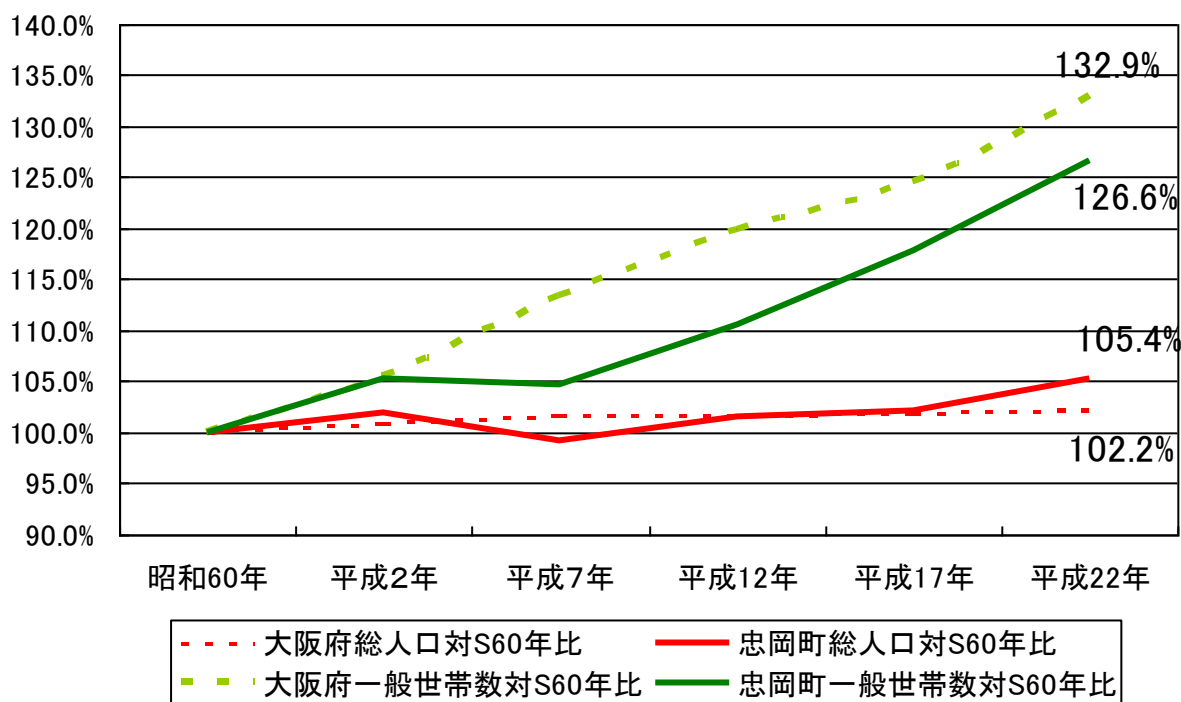


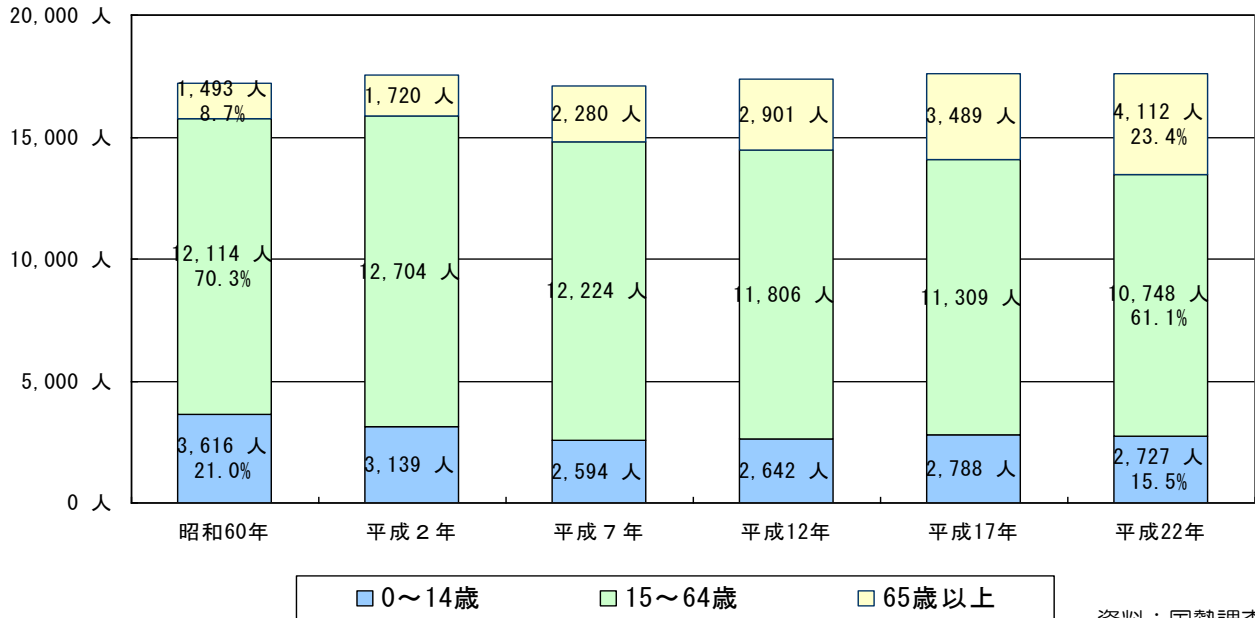
図2-5 人口・世帯数等の伸び率

資料：国勢調査

②年齢区分別人口

年少人口（0～14歳）は、平成7年以降わずかながら増加傾向にあります。生産年齢人口（15～64歳）は、平成2年以降減少傾向にあります。老年人口（65歳以上）は、昭和60年以降増加傾向にあり、平成22年の老年人口は昭和60年の約2.8倍となっています。

<参考：大阪府の年少人口割合（13.3%）、生産年齢人口割合（64.4%）、老年人口割合（22.3%）-H22>



資料：国勢調査

※：平成22年国勢調査人口の値には年齢不詳人口(562人)を含んでいない。

図2-6 年齢3階級別人口（割合）の推移

③産業別就業人口割合

平成17年の産業分類別就業人口割合は、第一次産業が0.8%、第二次産業が31.9%、第三次産業が67.3%となっています。

昭和60年以降、大阪府内及び本町内の第二次産業事業所等の減少に伴って、第二次産業就業人口割合が減少し、第三次産業就業人口割合は増加傾向にあります。

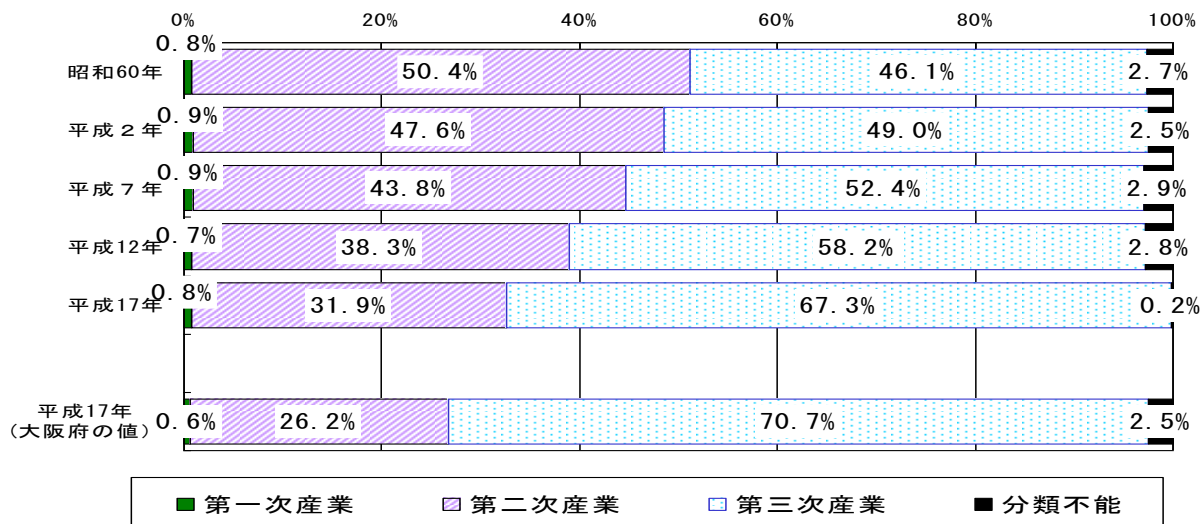


図2-7 就業別人口割合の推移

資料：国勢調査

④人口動態

人口の自然動態は、出生数が死亡数を上回る自然増の傾向にあったが、平成22年には死亡数が出生数を上回る自然減（-3人）となっています。

人口の社会動態は、転入数、転出数とも減少傾向にあり、平成22年には転入数が転出数を上回る社会増（25人）となっています。

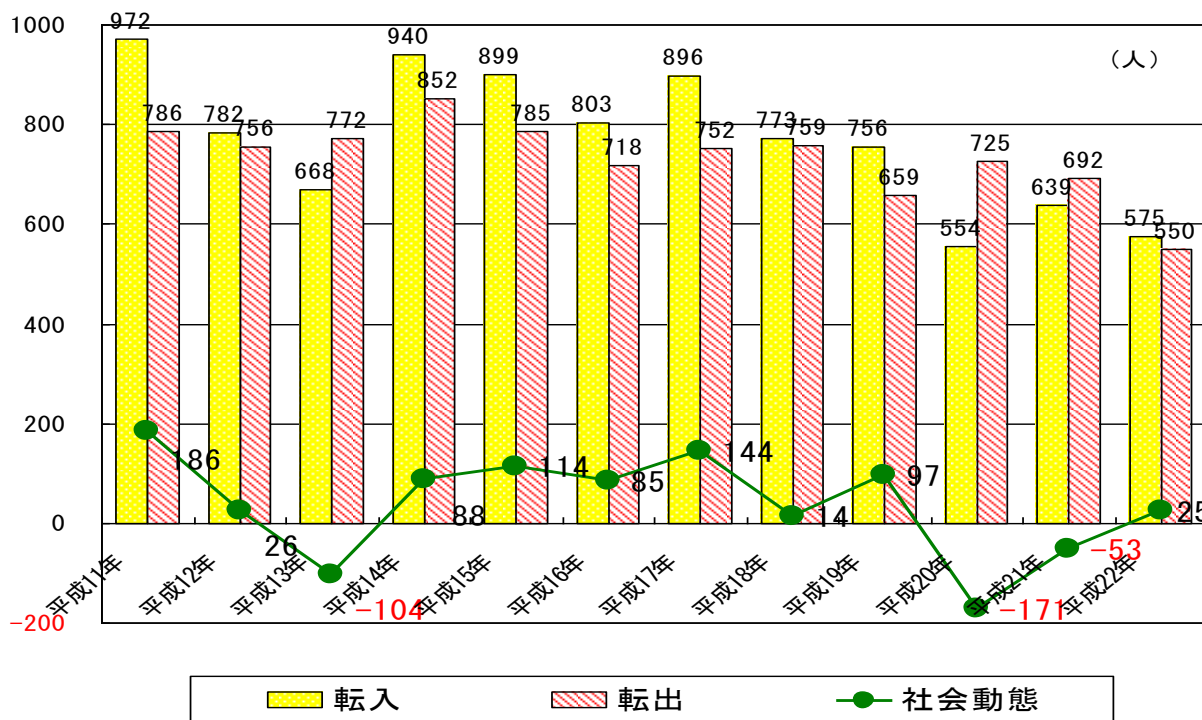
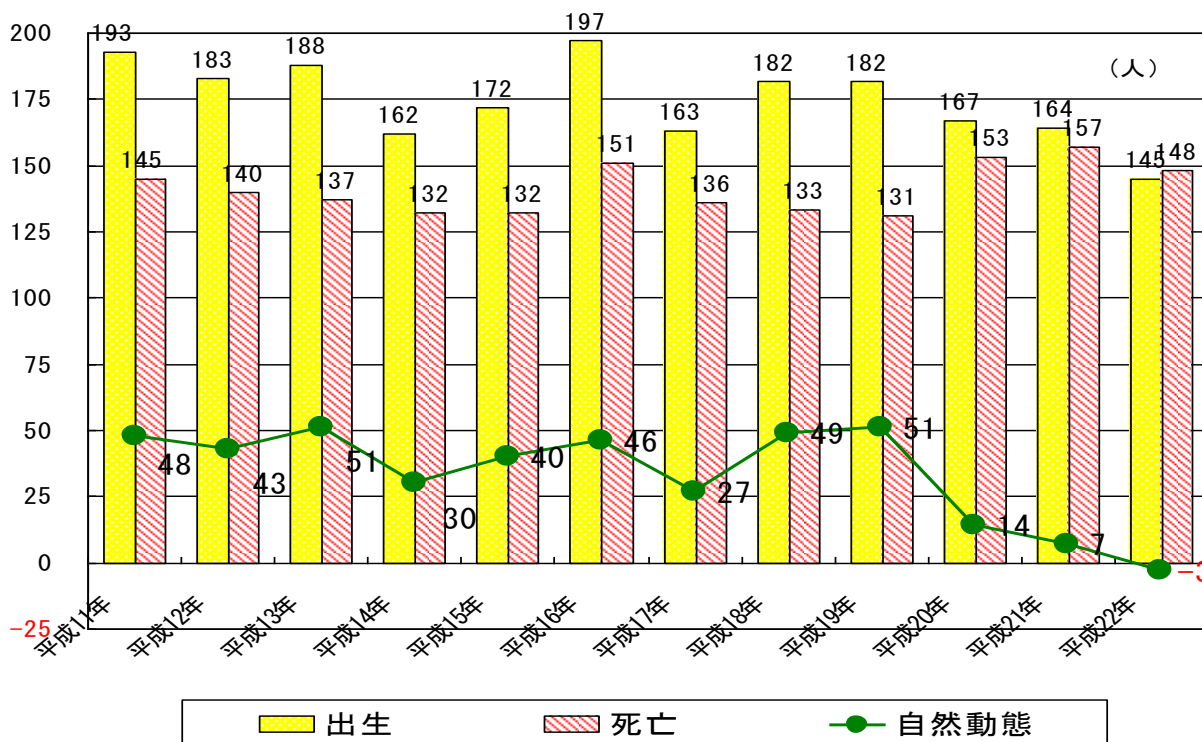


図2-8 人口動態の推移

資料：忠岡町事務報告書

⑤昼夜間人口と通勤通学流動

通勤・通学による流出先としては、大阪市（1,389人）が最も多く、次いで岸和田市、堺市、泉大津市などとなっています。また、流入元としては岸和田市（1,713人）が最も多く、次いで泉大津市、和泉市、堺市となっています。

平成17年の本町に常住する就業者・通学者のうち、他市町村で従業・通学する者の割合は68.0%と平成7年の62.8%よりも多くなっており、また、平成17年の本町で従業・通学する者は7,564人と平成7年の85.3%まで減少するなど、大阪都市部近郊の居住都市としての性格が強まっています。

- ・ 忠岡町に常住する就業者・通学者（9,413人）のうち、他市町村で従業・通学する者
-----5,910人（62.8%—平成7年）
- ・ 忠岡町に常住する就業者・通学者（8,490人）のうち、他市町村で従業・通学する者
-----5,769人（68.0%—平成17年）
- ・ 忠岡町で従業・通学する者（8,861人）のうち、他市町村に常住する者
-----5,358人（60.5%—平成7年）
- ・ 忠岡町で従業・通学する者（7,564人—85.3%）のうち、他市町村に常住する者
-----4,843人（64.0%—平成17年）

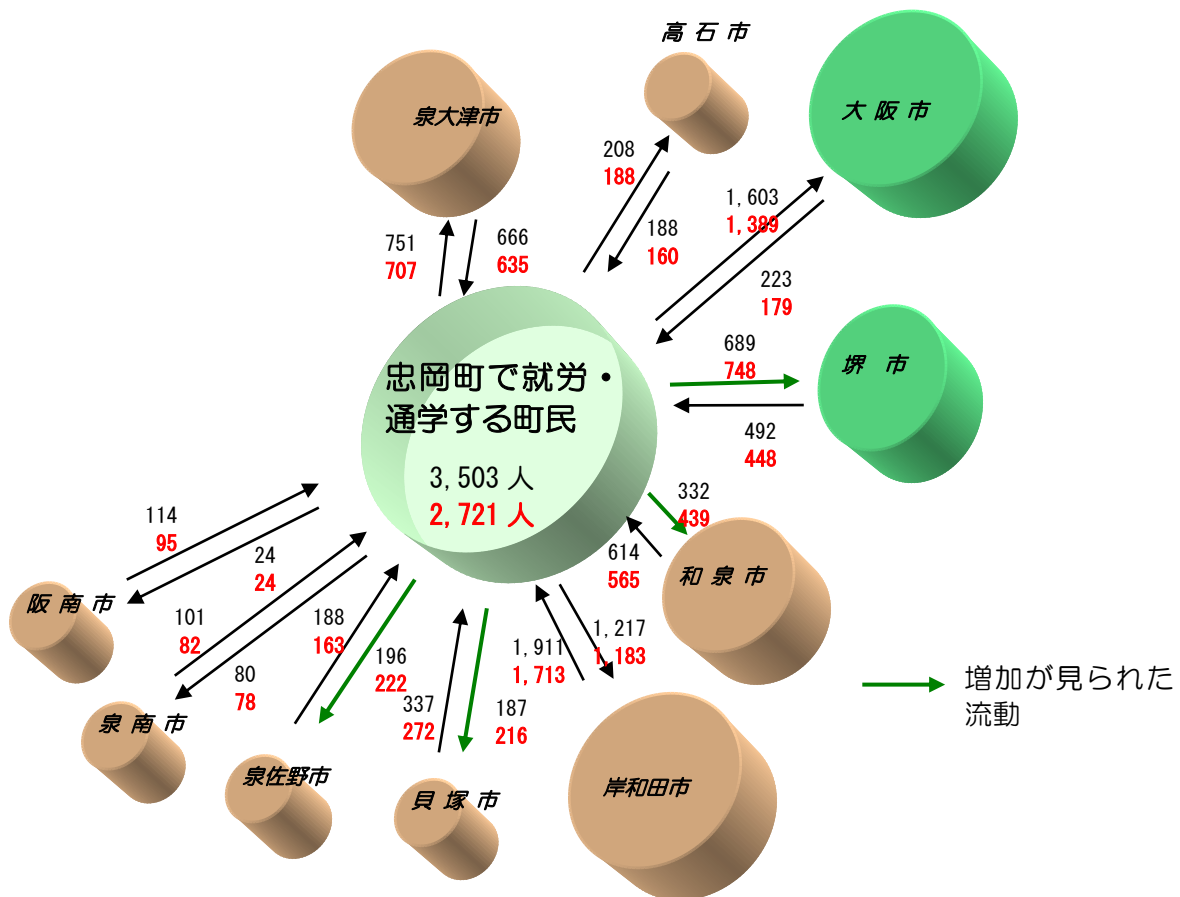


図2-9 主な通勤・通学流動

資料：平成7年国勢調査及び平成17年国勢調査

(6) 産業の概要

①事業所・従業者数

本町の事業所数・従業者数の推移をみると、総事業所数は大阪府の減少率を上回るペースで減少し804件となっています。従業者数も同様に大阪府の減少率を上回るペースで減少し7,637人となっています。

表2-1 総事業所数及び総従業者数の推移

	大阪府総事業所数(所)	忠岡町総事業所数(所)	大阪府総従業者数(人)	忠岡町総従業者数(人)	大阪府一事業所当たり従業者数	忠岡町一事業所当たり従業者数
平成8年	533,566	1,043	5,220,923	9,909	9.8	9.5
平成13年	483,964	907	4,778,808	8,379	9.9	9.2
対H8年比	90.7%	87.0%	91.5%	84.6%	100.9%	97.2%
平成18年	428,247	804	4,450,505	7,637	10.4	9.5
対H8年比	80.3%	77.1%	85.2%	77.1%	106.2%	100.0%

資料：大阪府統計年鑑

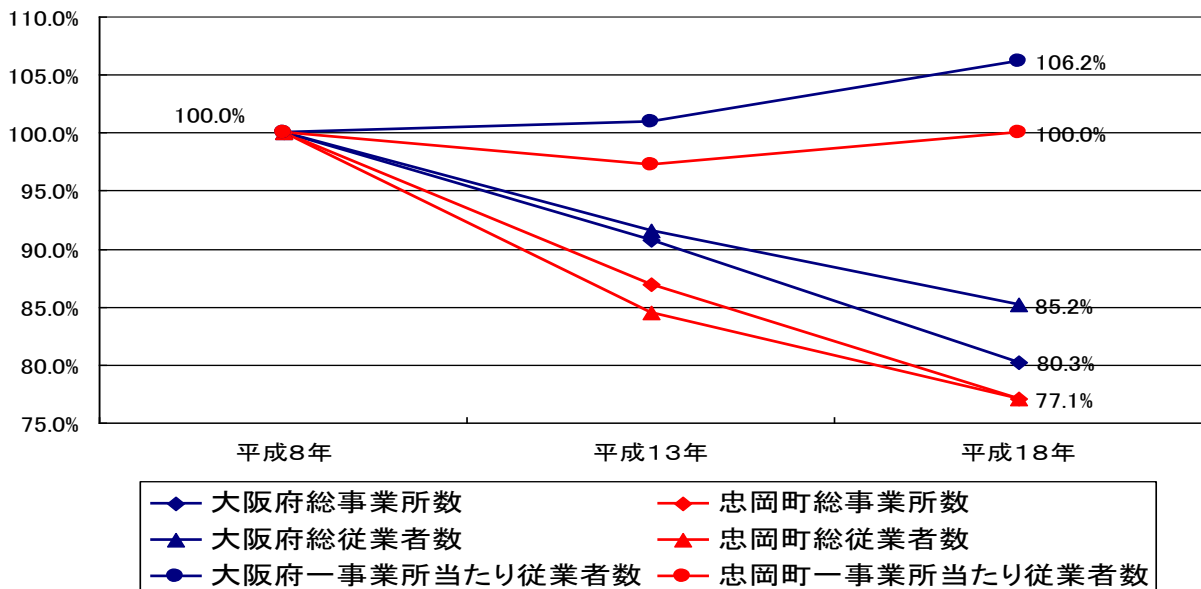


図2-10 事業所数及び従業者数等の増減率の推移

②農業

本町の農家数は、減少を続け平成17年農家数は82戸となっています。また、経営耕地面積も減少を続け平成17年では2,295a(約9割)へと減少しています。

営農形態を見ると自給的農家が全体の約9割を占めており、今後は

表2-2 農家数及び経営耕地面積の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
専業	2戸	8戸	6戸	6戸
第1種兼業	1戸	3戸	1戸	1戸
第2種兼業及び自給的農家	117戸	96戸	86戸	75戸
農家数合計	120戸	107戸	93戸	82戸
対H2年比	100.0%	89.2%	77.5%	68.3%
経営耕地面積	3,328a	2,989a	2,591a	2,295a
対H2年比	100.0%	89.8%	77.9%	69.0%

資料：大阪府統計年鑑

農地などの多面的な活用が期待されます。

③工業

本町の工業は、製造業等の構造的変化などを背景に平成7年以降、事業所数、従業者数、製造品出荷額ともに大きく減少しています。一方で、平成12年以降においては一事業所当たりの製造品出荷額及び従業者数は増加傾向にあります。

表2-3 事業所数及び従業者数等の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年	対H2年比
事業所数(従業者4人以上)	167所	180所	172所	119所	87所	52.1%
従業者数	3,650人	3,695人	3,095人	2,297人	1,953人	53.5%
製造品出荷額等(万円)	9,358,329	10,142,529	8,032,800	6,955,500	6,410,883	68.5%
一事業所当たりの製造品出荷額等(万円)	56,038	56,347	46,702	58,450	73,688	131.5%
一事業所当たりの従業者数(人)	21.9	20.5	18.0	19.3	22.4	102.7%

(参考：大阪府(平成21年)の一事業所当たりの製造品出荷額69,310万円、一事業所当たりの従業者数22.7人)

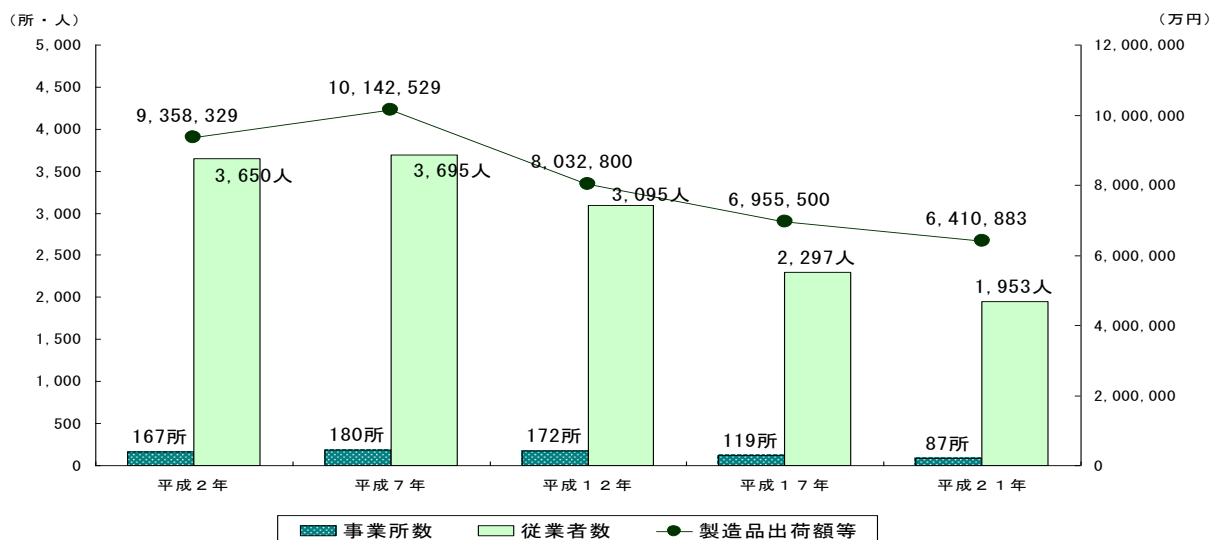


図2-11 工業の推移

資料：大阪府統計年鑑

④商業

本町の商業の年間販売額は55,042百万円となっており、この内、卸売業が約76%を占めています。

表2-4 商業の従業者数・年間販売額(H19)

	従業者数(人)	年間商品販売額(百万円)
卸売業	454	41,989
対卸売・小売業計比	36.3%	76.3%
小売業	796	13,053
対卸売・小売業計比	63.7%	23.7%
卸売・小売業計	1,250	55,042

資料：大阪府統計年鑑

総商店数、総従業者数は平成11年に比べ減少していますが、一店当たりの従業者数、年間販売額は増加が見られます。

表2-5 総商店数及び総従業者数等の推移

	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	対H11年比
総商店数	269店	233店	217店	195店	72.5%
総従業者数	1,561人	1,580人	1,499人	1,250人	80.1%
年間販売額(百万円)	40,083	42,130	37,377	55,042	137.3%
一店当たり従業者数 (人)	5.8	6.8	6.9	6.4	110.5%
一店当たり年間販売額 (百万円)	149	181	172	282	189.4%

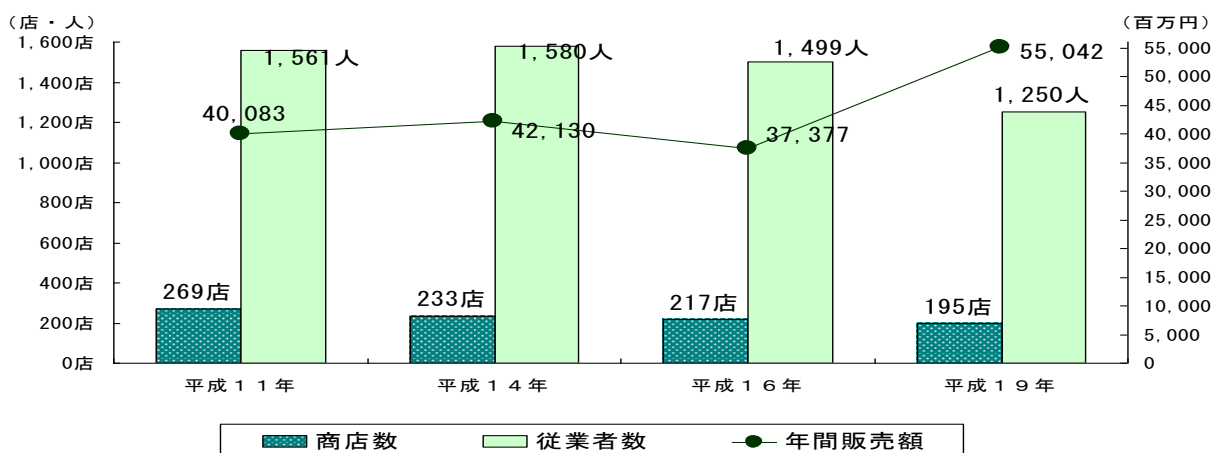


図2-12 商業の推移

資料：大阪府統計年鑑

また、小売業については、本町の一店当たりの年間商品販売額が86百万円、一店当たりの売り場面積が55㎡(平成19年)で、大阪府平均値を下回るなど小規模な傾向が伺われます。

表2-6 小売業の概要(平成19年)

	店舗 (店)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	売り場面積 (㎡)
大阪府	74,665	509,947	9,650,541	8,408,111
(一店当たり)	—	6.8	129	113
忠岡町	152	796	13,053	8,320
(一店当たり)	—	5.2	86	55

資料：大阪府統計年鑑

(7) 法規制状況

本町の全域（403 ha）は、市街化区域であり、臨海部の貯木場を除く 385.5 ha について用途地域を指定しています。

構成としては概ね、南海本線忠岡駅周辺に近隣商業地域及び第二種住居地域、臨海部及び大津川沿いには準工業及び工業専用地域といった工業系用途、忠岡公園周辺から東忠岡小学校にかけては第一種及び第二種住居専用地域、その他は住居地域を指定しています。

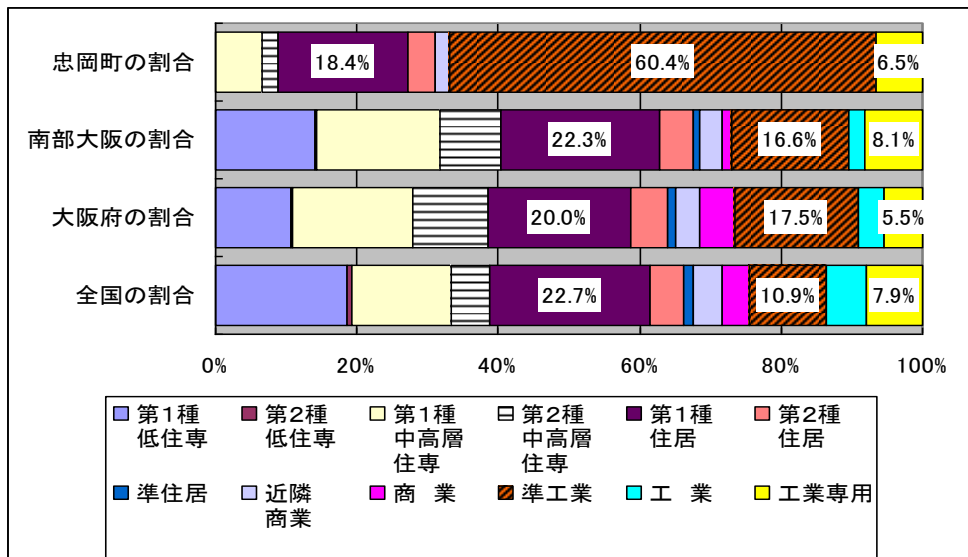
用途地域で最も面積の多いものは準工業地域で約 6 割を占め、南部大阪や大阪府の値よりも突出して多くなっています。

その他の地域地区としては、近隣商業地域に準防火地域、臨海部の新浜地区が臨港地区（商港区、工業港区、修景厚生港区）に指定されています。

また、全域が市街化区域であるため、都市計画関連以外の農業振興地域農用地区域や保安林区区域の指定は行っていません。

表 2-7 用途地域指定状況

用途区分	面積(ha)	構成比(%)
第一種中高層住居専用地域	25.0	6.5
第二種中高層住居専用地域	8.7	2.3
第一種住居地域	71.0	18.4
第二種住居地域	15.0	3.9
近隣商業地域	7.8	2.0
準工業地域	233.0	60.4
工業専用地域	25.0	6.5
合計	385.5	100.0
無指定市街化区域	17.5	—
行政区域	403.0	—
都市計画区域		
市街化区域		



これまで建物用途の混在が著しかった準工業地域においても、事業所数の減少、専用住宅の新築棟数の増加などから、住宅地化への移行が伺える状況にあります。

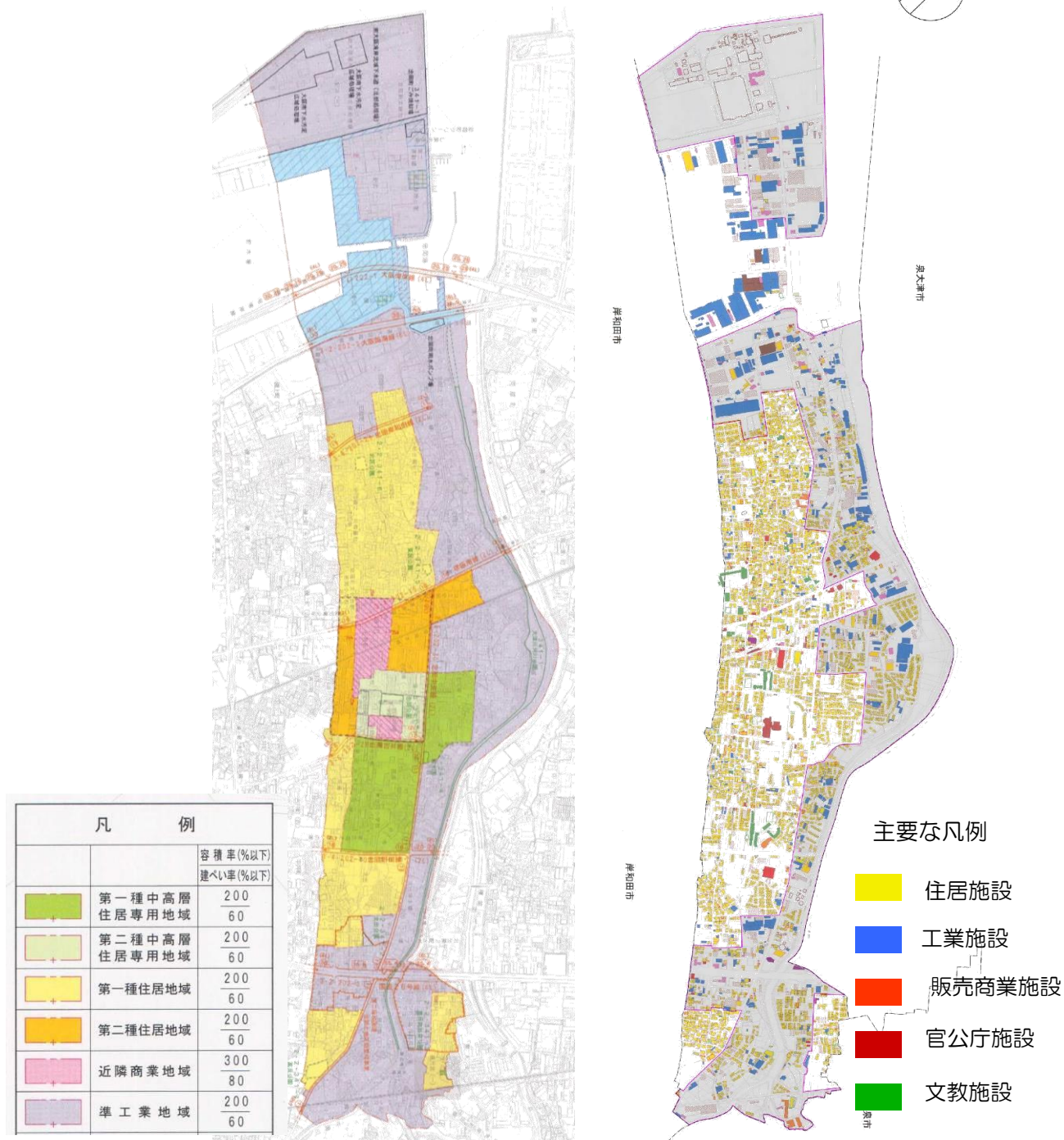


図2-13 用途地域図と建物用途現況図（右図のグレー部分は準工業地域）

(8) 都市施設等の概況

①交通施設

1) 鉄道

鉄道は、JR 阪和線と南海本線が町域を南北に横断しており、この内、JR 阪和線の駅は本町には無く、南海本線の忠岡駅が町域の概ね中心部に立地しています。

忠岡駅は、普通及び準急のみの停車であり、難波駅まで約 30 分となっています。

忠岡駅の乗車人員は、高齢化の進行やモータリゼーションの進展、町内事業所数等の減少などによって乗車人員は減少傾向にあり、平成 21 年では 4,677 人と 5,000 人を下回る状況にあります。

(人/日)

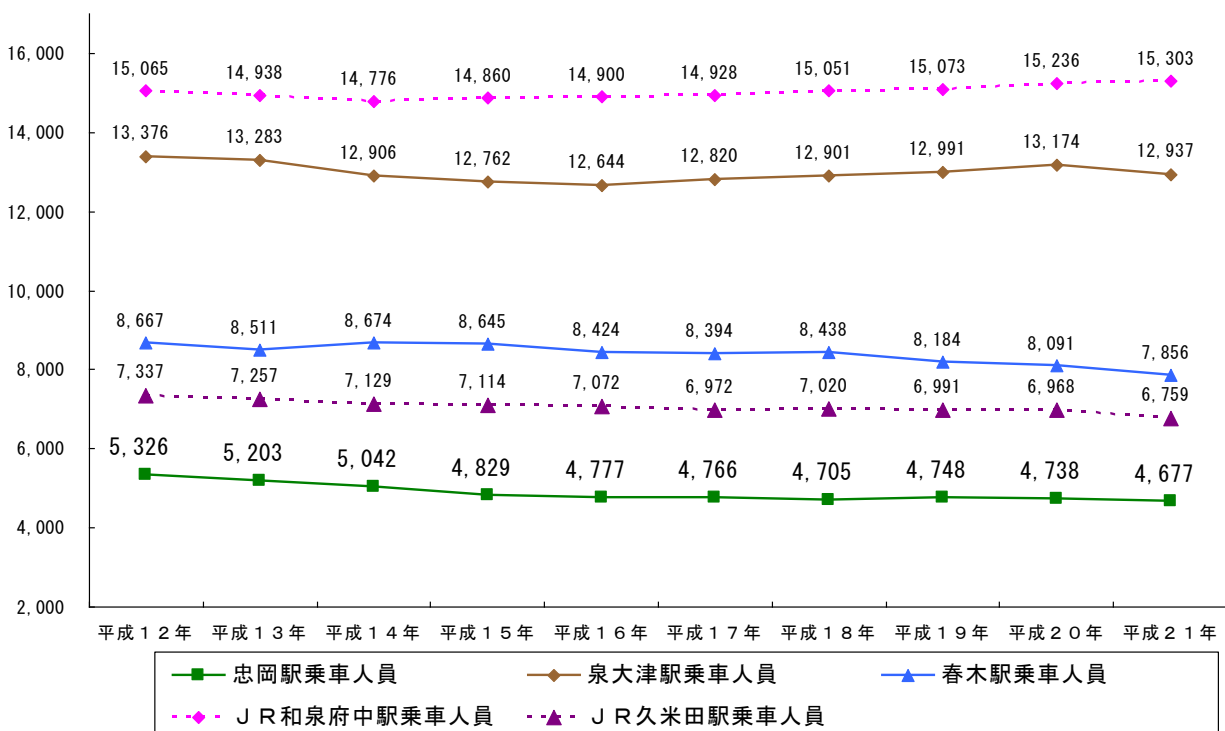


図 2-14 南海本線忠岡駅等の乗車人員の推移 資料：大阪府統計年鑑
【忠岡駅周辺】



2)道路

本町は、大阪、和歌山を結び町域の南北を横断する国道26号、臨海部の府道大阪臨海線、中央部の府道堺阪南線、東西を縦断する町道中央線によって道路網の骨格を形成しています。

【町道中央線】



また、本町では、主要8路線を都市計画道路として都市計画決定を行い整備に取り組んできており、計画延長比での進捗率は92%と幹線道路ネットワークの形成が図られています。

表2-8 都市計画道路の現況（平成22年3月末現在）

番号	計画路線名	代表幅員(m)	計画延長(m)	備考
1・4・202-1	大阪湾岸線	20	830 (100%)	整備済み
3・2・202-2	大阪臨海線	30	750 (100%)	整備済み
3・2・202-3	国道26号線	30	550 (100%)	整備済み
3・4・202-10	忠岡野田線	18	510 (100%)	概成済み
3・4・202-15	堺阪南線	16	880 (100%)	整備済み
3・5・202-28	忠岡吉井線	12	470 (66%)	一部供用中
3・6・202-29	忠岡岸和田線	11	540 (22%)	一部供用中
3・6・202-30	忠岡中央線	11	2,550 (100%)	整備済み
合計			7,080 (92%)	—

資料：町調べ

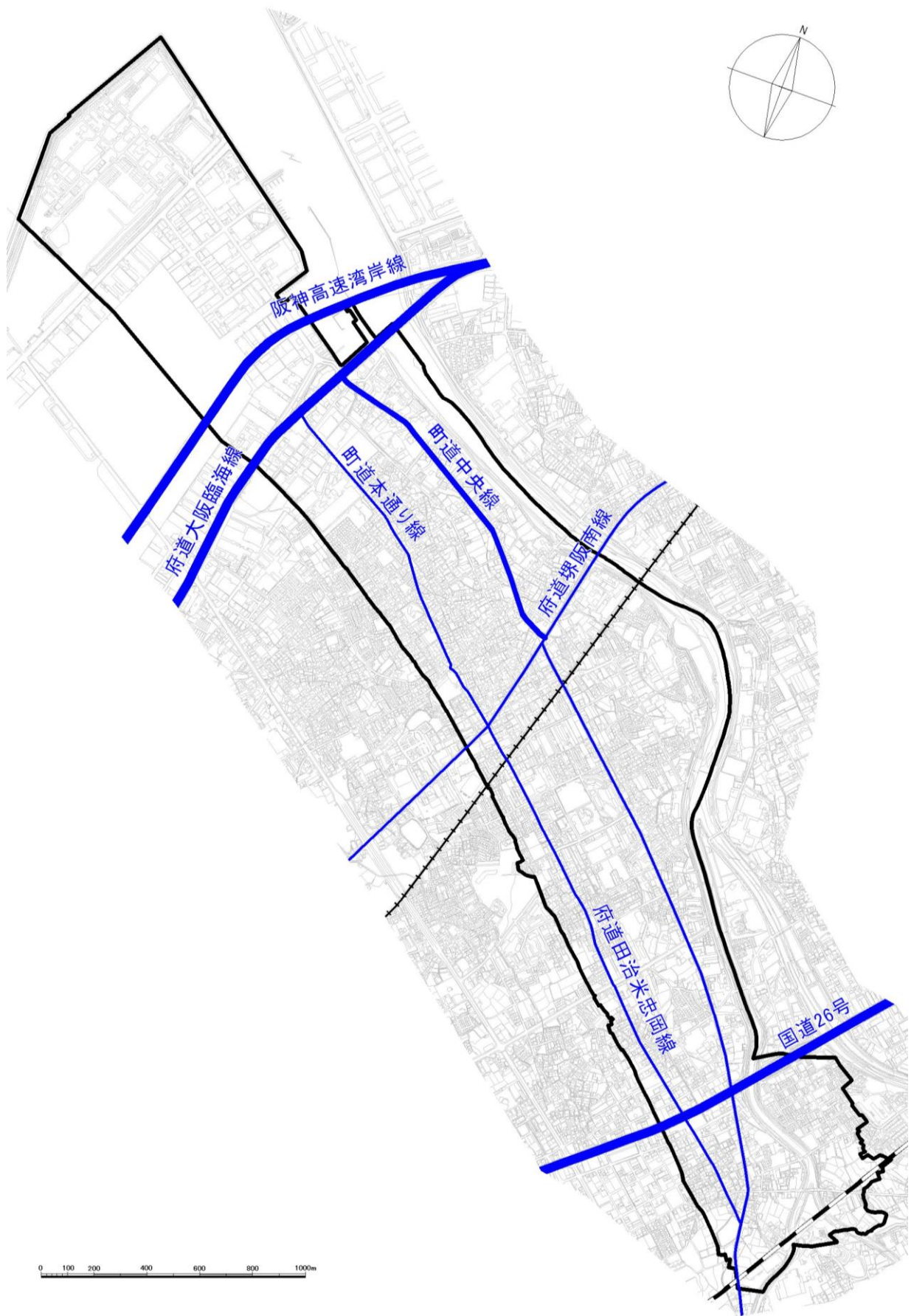


図2-15 主要道路網図

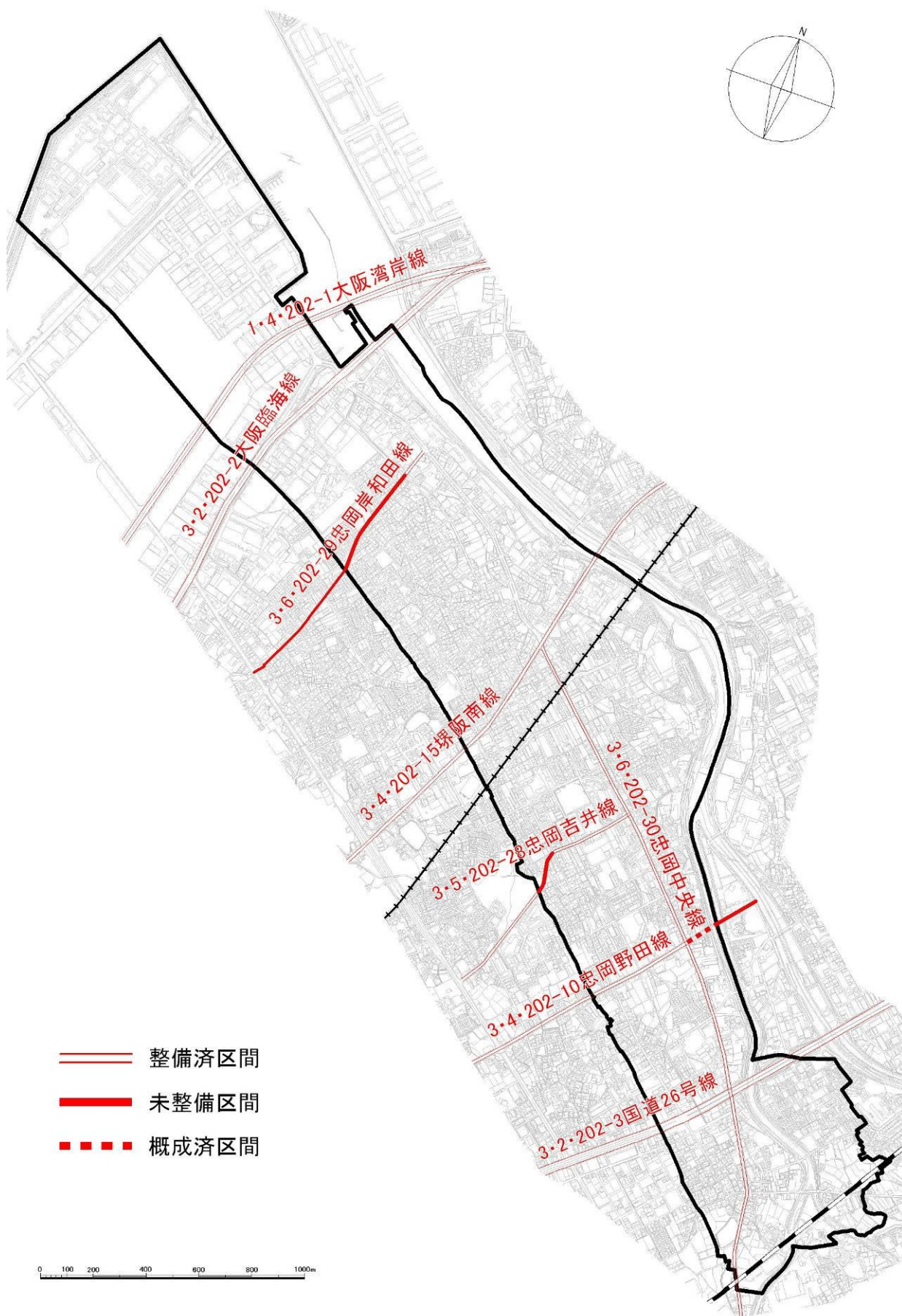


図2-16 都市計画道路網図

道路幅員別現況は、次のようになっており道路の延長比では、幅員 6m 未満が 65%、幅員 4m 未満道路も 19.0%を占めるなど、幹線道路に結びつく道路が狭幅員な状況にあります。

表 2-9 道路幅員別現況（平成 20 年）

	合計(m)	幅員 4m未満	幅員 4 ~6m未満	幅員 6 ~8m未満	幅員 8 ~12m未満	幅員 12 ~16m未満	幅員 16 ~22m未満	幅員 22m以上
延長	63,720	12,110	29,290	8,330	3,250	5,600	3,820	1,320
構成比	100.0%	19.0%	46.0%	13.1%	5.1%	8.8%	6.0%	2.1%

資料：都市計画基礎調査

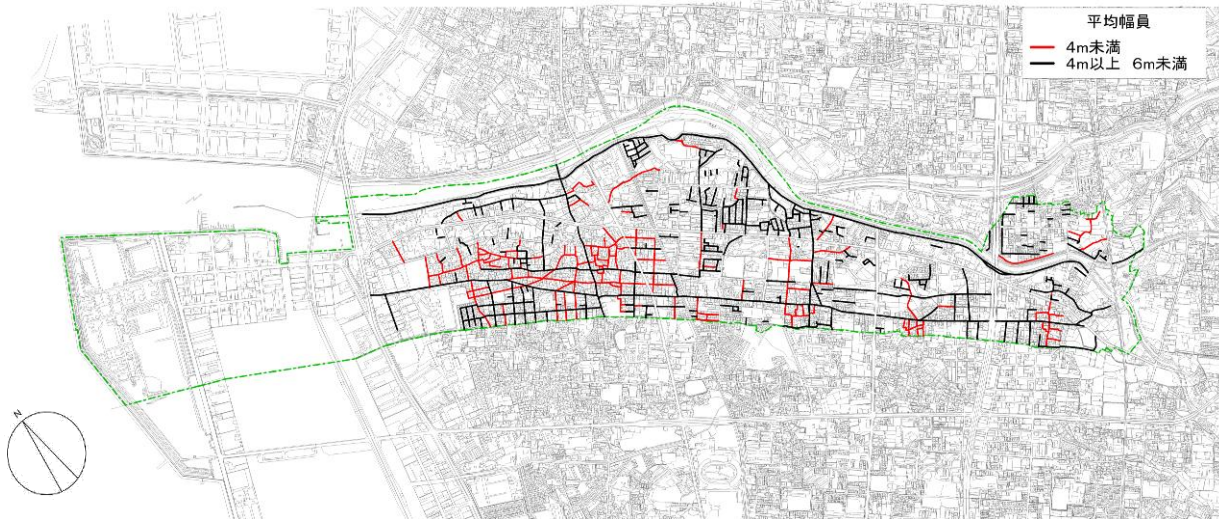


図 2-17 細街路分布図

このため、交通事故の発生箇所も幹線道路はもとより、市街地内での発生も多く見られる状況にあります。

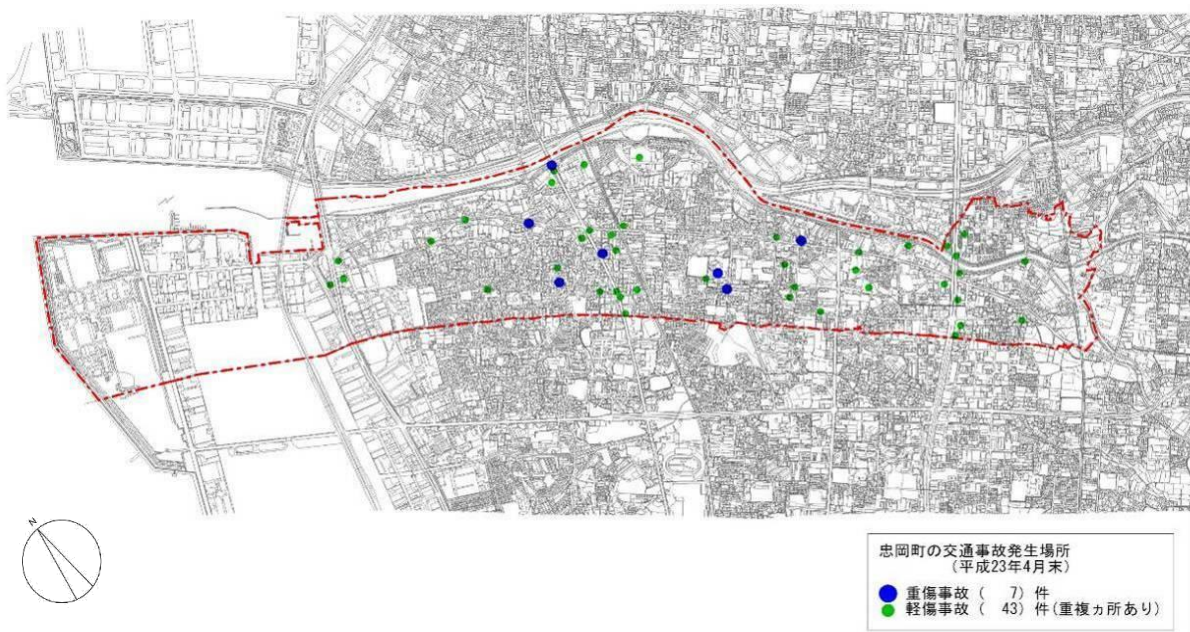


図 2-18 交通事故発生場所位置図

資料：大阪府警

②都市公園等

本町では、都市公園の内、都市計画公園・緑地 8 箇所を都市計画決定し、内訳は街区公園 6 箇所、近隣公園 1 箇所、都市緑地 1 箇所となっています。

整備状況は、人口一人当たりの都市公園整備済み面積は 4.4 m²、施設緑地は 16.3 m²となっています。

【高月向井田公園（街区公園）】



【忠岡公園（近隣公園）】



【大津川河川公園（緑地）】



表2-10 都市公園及び施設緑地の整備状況（平成24年3月現在）

区 分		名 称		区域面積（ha）		人口一人当 たり整備済 み面積 （㎡/人）	
				計画済 又は重複	整備済		
都市公園	住区基幹公園	街区公園	2・2・341-1	高月公園	0.72	-	-
			2・2・341-2	北出公園	0.18	0.17	-
			2・2・341-3	高月向井田公園	0.21	0.25	-
			2・2・341-4	緑水園	0.11	0.11	-
			2・2・341-5	東区公園	0.15	-	-
			2・2・341-6	北区公園	0.29	-	-
			-	三角公園	-	0.39	-
	近隣公園	3・3・341-1	忠岡公園	1.20	1.21	-	
	緑 地	341-1	大津川河川公園	6.40	5.81	-	
都市公園 計				9.26	7.94	4.4 (2.4※)	
公共施設緑地	その他の公園・緑地	新浜公園		-	0.31	-	
		新浜緑地公園		-	0.73	-	
		忠岡新浜緑地		-	9.62	-	
	町民グラウンド	町民第二運動場		-	0.87	-	
	児童遊園 広場等	西区ふれあい公園		-	0.12	-	
		南3丁目児童遊園		-	0.08	-	
		町民グラウンドチビッコ広場		0.02	-	-	
		朝日特殊合板住宅児童遊園		-	0.01	-	
		中央地区チビッコ老人憩いの広場		0.06	-	-	
		鉢の様第1チビッコ老人憩いの広場		-	0.01	-	

※：（ ）は大阪府の値で、都市計画年報(H22.3.31 現在)の街区公園（439.9 ha）＋近隣公園（457.58 ha）＋緑地（1,199.29 ha）をH22年大阪府国勢調査人口（8,865,245人）で除した値

区 分	名 称	区域面積 (h a)		人口一人当 たり整備済 み面積 (㎡/人)	
		計画済 又は重複	整備済		
公共施設 緑地	児童遊園 広場等	鉢の様第2チビッコ老人憩いの広場	-	0.01	-
		馬瀬チビッコ老人憩いの広場	-	0.03	-
		馬瀬3丁目第1児童遊園	-	0.01	-
		北出児童遊園	-	0.03	-
		馬瀬3丁目第2児童遊園	-	0.01	-
		鉢の様第3チビッコ老人憩いの広場	-	0.01	-
		高月南3丁目第2児童遊園	-	0.01	-
		忠岡東3丁目児童遊園	-	0.01	-
		忠岡中2丁目チビッコ広場	-	0.01	-
		北出2丁目チビッコ広場	-	0.01	-
		忠岡東3丁目チビッコ広場	-	0.01	-
		青空チビッコ広場	-	0.04	-
		運動広場等	ゲートボール場(1)	-	0.10
	運動広場		-	0.29	-
	町民いこいの広場		-	0.71	-
	公共施設 の植栽地	忠岡町シビックセンター	-	0.29	-
地区施設1号緑道		-	0.11	-	
南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンター		-	7.05	-	
公共施設緑地 計			20.49	11.3	
民間施設 緑地	寺社境内地	忠岡神社		0.18	-
		菅原神社		0.03	-
	条例等 によるもの	第3貸菜園		0.07	-
		第4貸菜園		0.10	-
		第5貸菜園		0.10	-
		老人福祉農園		0.07	-
		農協福祉農園等(1)		0.10	-
		農協福祉農園等(2)		0.55	-
		農協福祉農園等(3)		0.03	-
	民間施設緑地 計			1.23	0.7
施設緑地 総 計		30.20	29.66	16.3	
平成22年国勢調査人口				18,149人	

資料：町調べ

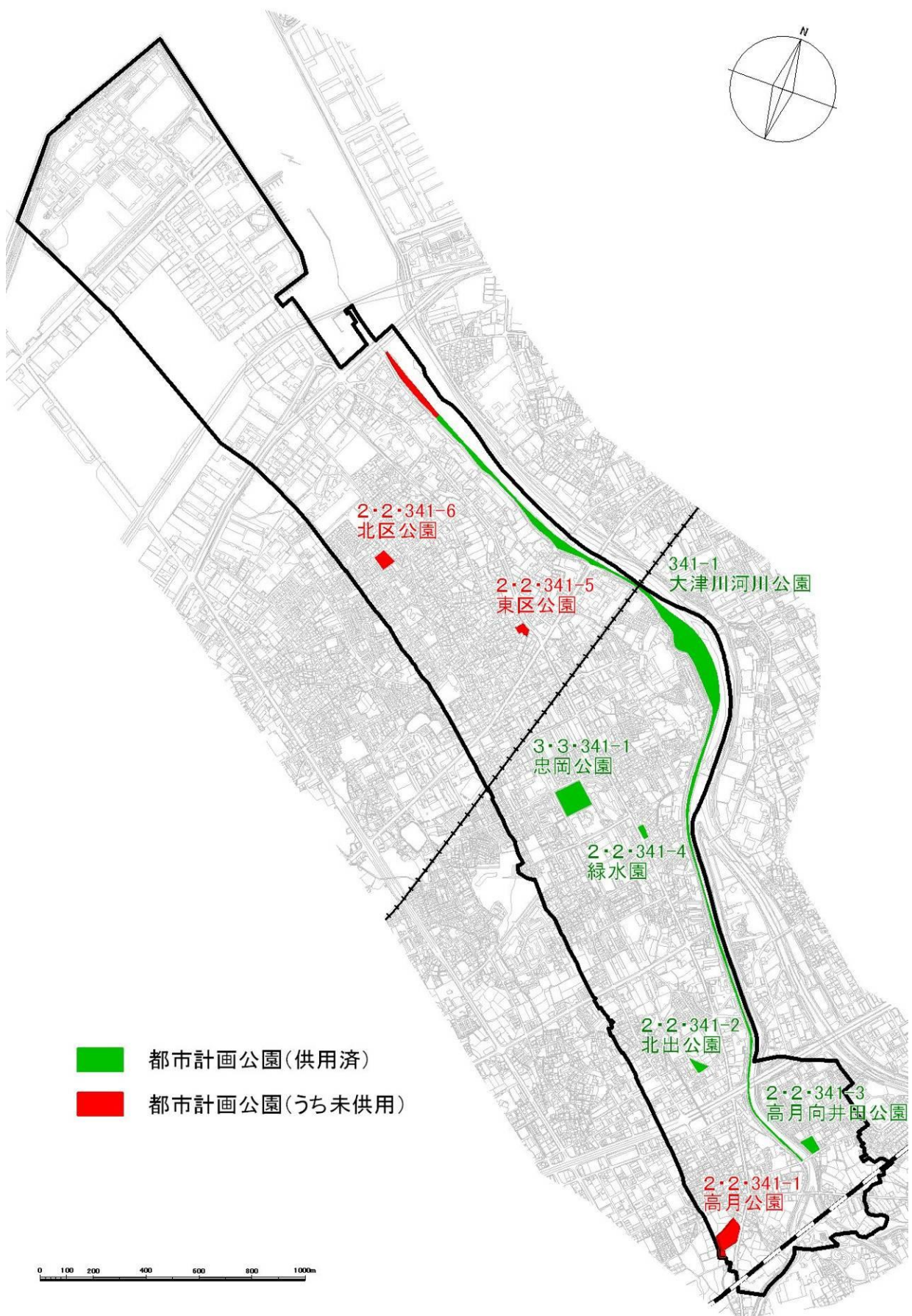


図2-19 都市計画公園位置図

③下水道

【南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンター】

本町の下水道は、昭和 49 年度に忠岡町南大阪湾岸北部流域関連公共下水道として面積 297 ha について都市計画決定され、同年に事業着手、昭和 62 年の南大阪湾岸北部処理場（現：南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンター）の通水に併せ一部供用を開始しました。



本町では、平成 22 年度（2010 年度）末現在污水管については 96.4%の整備が完了していますが、水洗化率は 81.3%であり、供用開始後の早期水洗化が課題となっています。

雨水管については、面積普及率で 78.2%の整備が完了しています。

表 2-11 下水道普及状況

		平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年度末	平成 21 年度末	平成 22 年度末
汚水	整備面積 (ha)	266.06	267.86	269.16	269.81	270.92
	整備人口 (人)	17,433	17,623	17,587	17,553	17,584
	人口普及率 (%)	94.8	95.3	95.9	96.0	96.4
	整備延長 (m)	52,079.71	52,559.96	53,025.56	53,598.76	53,960.96
雨水	整備面積 (ha)	227.41	228.38	229.52	230.31	232.39
	整備人口 (人)	14,483	14,606	14,465	14,523	14,666
	面積普及率 (%)	76.6	76.9	77.3	77.5	78.2
	整備延長 (m)	50,367.60	50,671.70	51,154.30	51,850.10	51,094.90

資料：忠岡町公共下水道整備量台帳

④公共公益施設

本町の公共公益施設として、町役場、保健センター、児童館・温水プール等の複合施設である忠岡町シビックセンター、その他に消防署等の官公庁施設、小学校・幼稚園各 2 箇所、中学校 1 箇所の教育施設、総合福祉センター等の福祉施設、忠岡町文化会館等の文化施設及び、北出浄水場、し尿処理場、忠岡町クリーンセンター等の供給処理施設が立地しています。

【忠岡町シビックセンター】



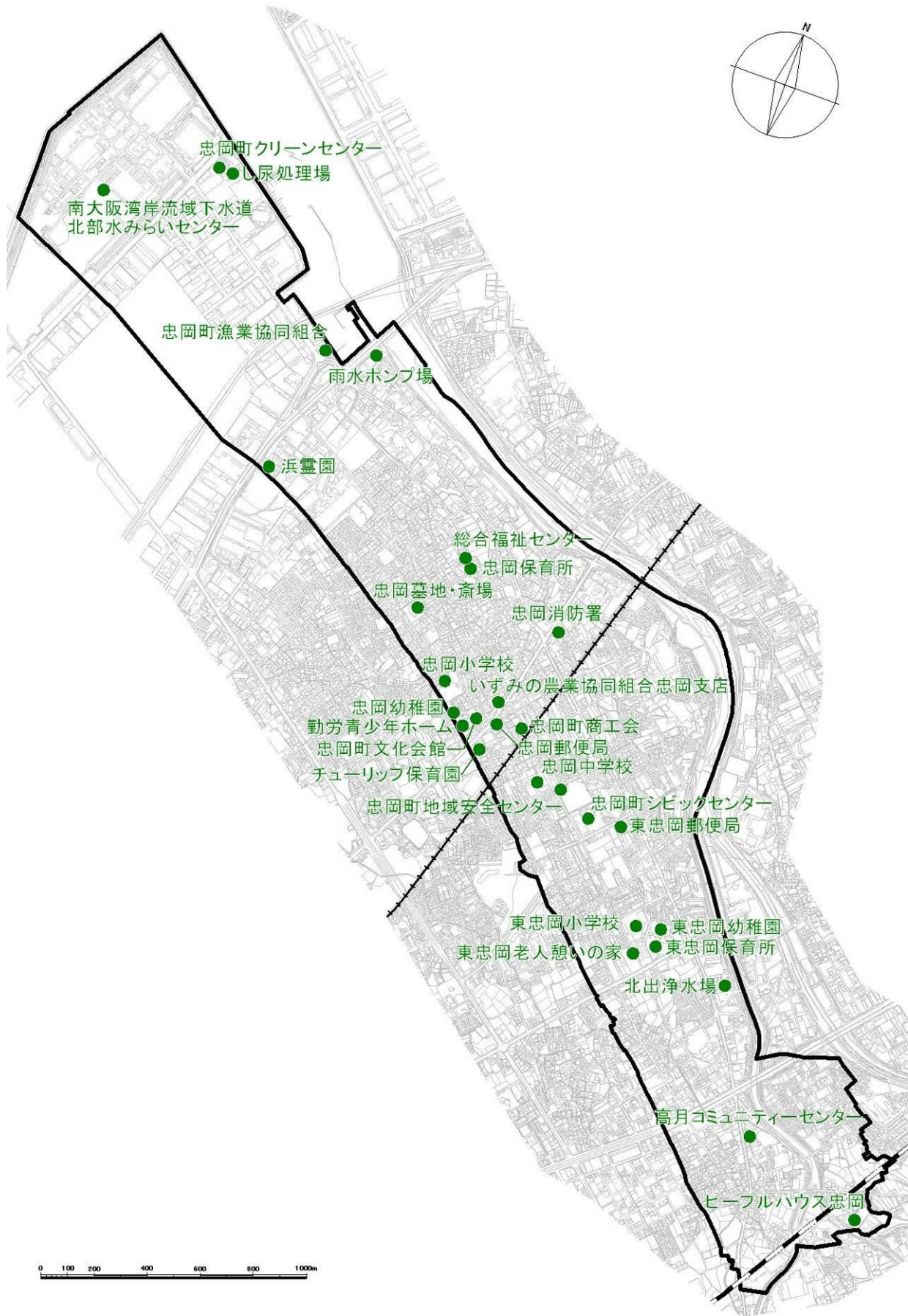


図2-20 公共公益施設分布図

(9) 市街地開発等

本町の市街地開発としては、町東部の北出・高月地区において第2 阪和国道建設に伴う土地区画整理事業（19.3 ha）が昭和 40 年から 54 年にかけて実施されています。

また、平成 7 年には南海本線忠岡駅周辺の中心市街地地区（約 29 ha）において、計画的な土地利用や良好な都市景観形成を図るため、地区計画を都市計画決定し、この内、忠岡町シビックセンターを含む約 6.2 ha の区域において地区整備計画を定め道路・公園等の地区施設や建築物の規制等を行っています。

近年の建物新築状況は、概ね専用住宅が占めており、工業都市から居住都市への推移が伺われます。

表 2-12 建物新築状況

	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	棟数	敷地面積	棟数	敷地面積	棟数	敷地面積
	(棟)	(千㎡)	(棟)	(千㎡)	(棟)	(千㎡)
専用住宅	197	25.7	107	17.1	101	13.0
併用住宅	2	0.4	1	0.1	1	0.2
商業用	2	1.0	5	0.9	1	0.2
工業用	2	1.4	2	3.8	2	3.0
その他	2	0.9	3	0.7	5	1.5

資料：都市計画基礎調査

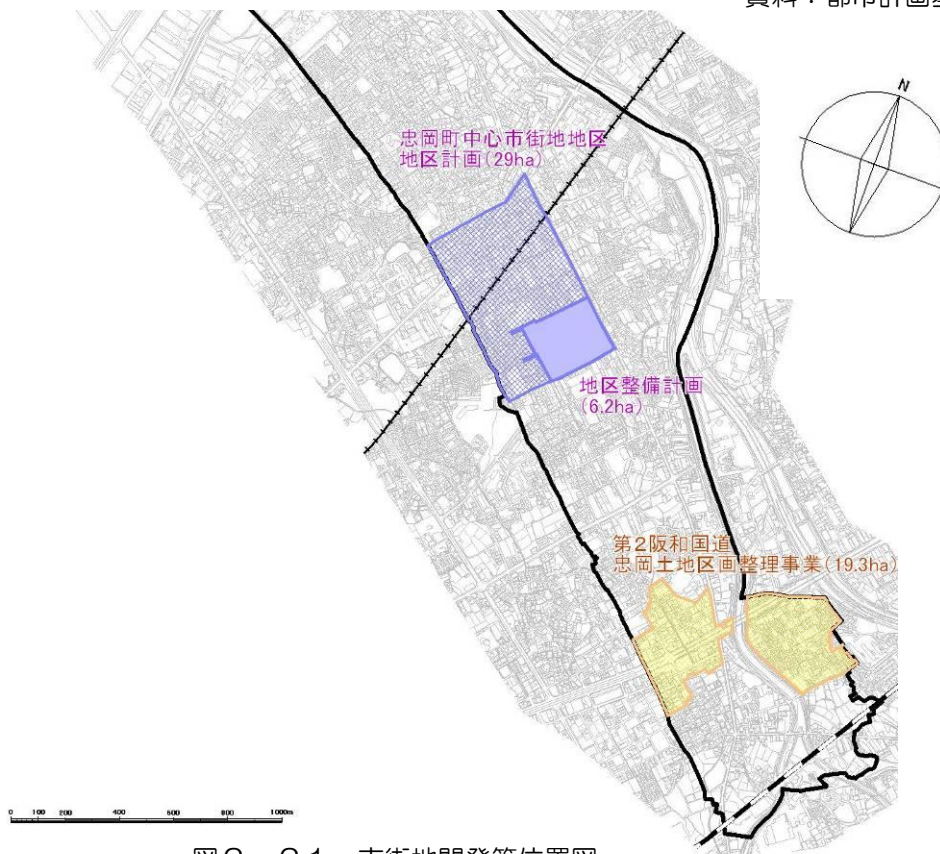


図 2-21 市街地開発等位置図

(10) 土地及び自然等の特性

①良好な植物群落等・野生動物生息地等

本町は古くから都市化が進み、全域が市街化区域に指定されており、まとまった森林等の緑は見られません。

ただし、松尾川と牛滝川の合流部にあたる地域は樹林の少ない本町にあって、唯一比較的まとまった樹林地です。また、永福寺のビャクシン(イブキの一種)は、小さい規模ですが良好な植物群落等といえます。

②良好な地形・地質を有する土地等

本町の地形は、臨海低地部と東南部の台地に大別されます。

その台地は、地質的に大津川、牛滝川の堆積作用による未固結の礫・砂・泥によりなる沖積層であり、良好な地形といえます。

③良好な水辺地・湧水地

本町の良好な水辺地・湧水地としては、ビオトープ形成において軸や拠点の役割を担う、大津川・牛滝川両河川敷、および前々池が挙げられます。大津川・牛滝川両河川敷は、都市公園にも指定され、フィールドレクリエーション等の活動の場として周辺地域と密着した重要な場となっています。

前々池は都市計画公園として計画決定されており、今後親水公園等の場として期待されます。

シビックセンター内には、小規模ながら修景池や滝組、水路が整備され、メダカなどの生息も確認されるように市街地内におけるビオトープ的な役割も果たしています。

④伝統的、歴史的風土を代表する緑・水辺等

忠岡神社の境内にあるクス、エゴ、マツ、などの巨木群は、鎮守の森として町民の憩いの場を形成しています。

永福寺のビャクシンは大阪府の天然記念物に指定され、大阪府みどりの100選にも選出されており、その豊かな緑は町の景観上重要なポイントとなっています。

⑤文化的意義を有する緑・水辺等(注)

臨海地域における忠岡新浜緑地および新浜緑地公園は、豊富な緑とレクリエーション施設が一体となった文化的意義を有する場として挙げられます。

また、前述に良好な水辺地として挙げられた大津川・牛滝川両河川敷、および町域唯一の近隣公園でもある忠岡公園も、今後の整備状況に従って、今以上に町民の活動の場となる要素を持っています。

⑥伝統文化的行事

本町を代表する祭りとして、だんじり祭りがあり、多くの住民によって賑わいを見せます。

(注)：文化的意義を有する緑・水辺等とは、イベントやレクリエーション等の住民の文化的な活動の場やそれに関連するような緑・水辺です。(緑の基本計画ハンドブック：(社)日本公園緑地協会より)

表2-13 土地自然特性調査

図対象番号	区分	規模	主な内容等
1	良好な植物群落等	—	松尾川と牛滝川の合流部
2		—	永福寺のビャクシン
—	良好な地形・地質を有する土地等	—	東南部の台地
3	良好な水辺地・湧水地等	6.4 ha	大津川・牛滝川両河川敷
4		0.7 ha	前々池
9		—	シビックセンター内の修景池、滝組・水路等
5	伝統的、歴史的風土を代表する緑・水辺等	—	忠岡神社の巨木群
2		—	永福寺のビャクシン
6	文化的意義を有する緑・水辺等	4.0 ha	忠岡新浜緑地
7		0.7 ha	新浜緑地公園
3		6.4 ha	大津川・牛滝川の両河川敷
8		1.2 ha	忠岡公園
10	伝統文化的行事	—	だんじり祭りの曳行ルート (一部、紀州街道を含む)

図2-22 土地自然特性図



【牛滝川（高板橋付近）】



【前々池】



【忠岡神社】



【新浜緑地公園】



【永福寺】



【忠岡町シビックセンター（修景池等）】



【忠岡新浜緑地】



【だんじり祭り】



第3章. 忠岡町の都市整備の主要課題

3-1 忠岡町を取り巻く状況の変化と都市整備の主要な課題

本町を取り巻く変化を踏まえつつ、都市整備の視点から主要な課題を整理すると次のようになります。

(1) 災害に強く安全な都市づくりの推進

本町においては、これまで阪神・淡路大震災などを教訓に都市づくりを推進してきましたが平成23年の東日本大震災においては、巨大津波によって非常に広域な範囲で甚大な被害が発生しております。

臨海部に位置し、概ね平坦な地形で、大津川等が町域の北側を流れ、一部には密集市街地も残される本町では、自然災害の発生を再認識するなかで、大阪府や周辺市域等との広域連携を図りながら、災害に強く、安全な都市づくりに取り組むことが求められています。

(2) 住環境と産業環境の調和

本町においては、工業系事業所や商店が減少する一方で、大阪府の都心である梅田や難波まで約20kmといった利便性の高さから、近年の新築建物は専用住宅が多いなど、住居系へと用途純化が進みつつあります。しかし、本町の活力を維持、向上していくためには各種産業の操業環境等を保全していくことも必要です。

本町では、用途地域指定の約6割を準工業地域が占めており、このような土地利用転換の状況を踏まえつつ、各地区の特性をきめ細かくとらえ、本町の発展に望ましい方向へと誘導するための方策を検討することが求められています。

(3) まちの玄関口となる忠岡駅周辺の魅力向上

本町には、忠岡駅が町の中心に位置していますが、駅の利便性を高めるための駅前広場や駐輪場などが未整備なため違法駐車や駐輪なども見受けられ、駅前の商店なども空き店舗が目立つ状況となり、駅利用者数が減少傾向にあります。

一方で、忠岡駅及びその周辺は、まちの玄関口、他都市との結節点として重要な役割を担っており、近年では、鉄道利用の促進による環境負荷の低減なども期待されるなど、環境に配慮した交通結節機能の整備とともに、商業施設をはじめ医療・福祉、子育て等の多様な都市機能が集積した、利便性が高く賑わいのある拠点づくりが求められています。

(4) 忠岡町らしい景観の形成

本町の北側を流れる大津川の河川敷は大津川河川公園として、また、町域内には忠岡公園をはじめ街区公園などを配置し整備するとともに、その他、文化会館、児童館、総合福祉センター、ふれあいホールなどの文化・福祉・集会施設や、スポーツセンター、町民運動場、新浜（には

ま)グラウンド・テニスコートなどのスポーツ施設を充実し生活利便の向上に努めてきています。さらに、忠岡神社や正覚寺をはじめとする社寺仏閣、正木美術館、だんじり小屋なども忠岡町らしさの形成に大きな役割を担っています。

自然的な緑地空間が不足する本町にあっては、このような既存施設等を活かしながら民有地の緑化促進方策の充実などとも連携を図り、より忠岡町らしい緑豊かな景観形成に取り組むことが求められています。

(5) 住民・事業者等のまちづくりへの参画機会の拡充

都市づくりは継続的な取り組みが必要であり、都市計画法においても住民・事業者等による都市計画提案も制度化されました。

本町においても、我が町を自らが創り、守ろうとする気運が生まれつつあり、事業者においてもCSR活動*の一環としてまちづくり活動に参加される機会も多くなってきています。

本町は、「日本一小さな町」で「だんじり」をはじめとする地域コミュニティも受け継がれて来ており、このような地域コミュニティや事業者のCSR活動などを、様々なまちづくり活動へと波及させていくことが求められています。

CSR活動*： 企業は収益を上げ、法令を遵守するだけでなく、人権への配慮や消費者への適切な対応をはじめ、環境問題への配慮、地域社会への貢献など、企業が社会的責任を果たすための諸活動をいう。

3-2 総合的なまちづくりの推進と都市整備の主要な課題

住民意向などを踏まえた総合的なまちづくりの視点から、都市整備に関する主要な課題を整理すると次のようになります。

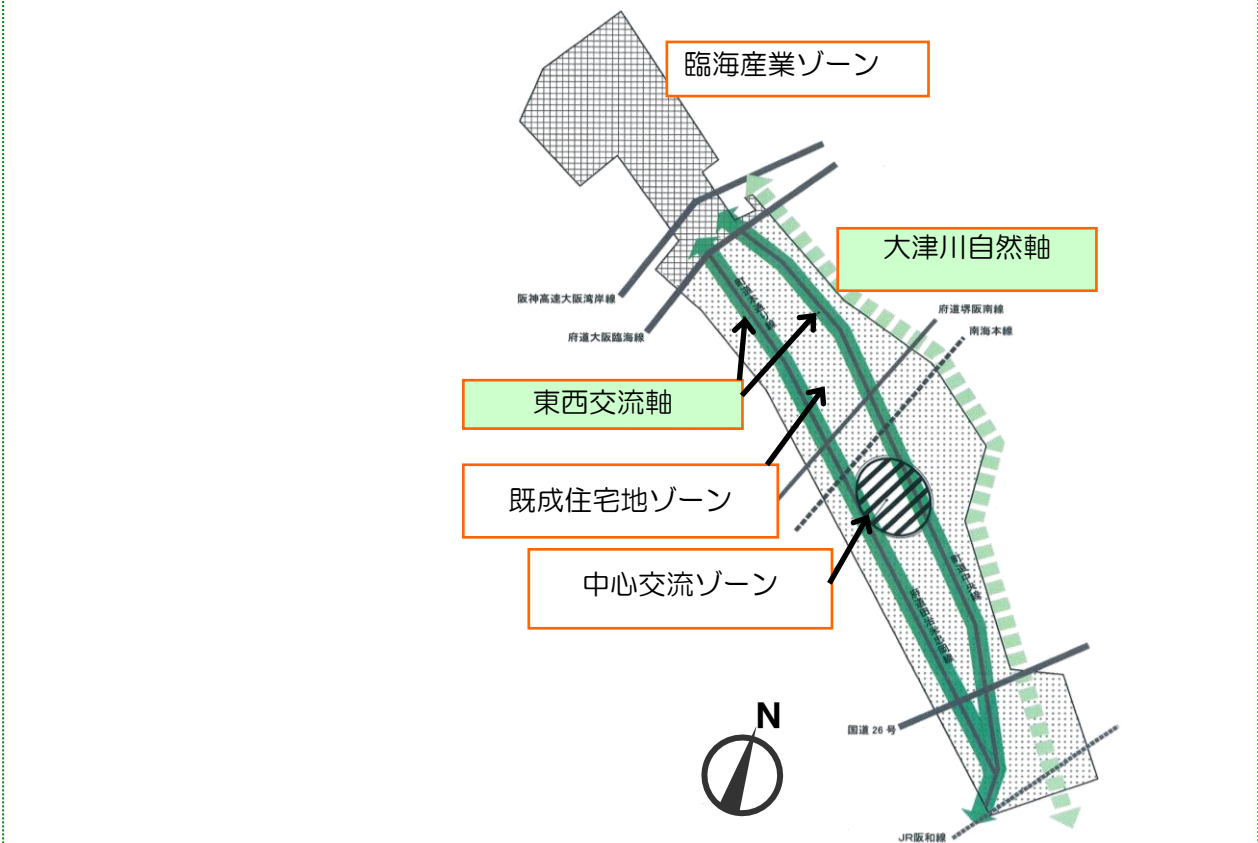
(1) 第5次忠岡町総合計画の実現

第5次忠岡町総合計画（基本構想）では将来（平成32年）の想定人口を1.72～1.8万人とし、基本理念、将来像、土地利用図は、次のように定めており、都市整備面から実現を図っていくことが求められています。

<まちづくりの基本理念及び将来像等>

<p>基本理念1 人が輝くまちづくり ～人が育ち、お互いに思いやり、 一人ひとりが明るく輝けるまちをめざします～</p> <p>基本理念2 安全・安心なまちづくり ～人々の暮らしや地球環境を守り、 未来の発展につなげます～</p> <p>基本理念3 快適で活力のあるまちづくり ～産業の活性化と快適で利便性の高い生活基盤で、 まちを元気にします～</p> <p>基本理念4 自立と協働のまちづくり ～持続可能なまちの仕組みをつくります～</p>		<p>～日本一小さなまち・忠岡の挑戦～</p> <p>みんなでつくろう夢・希望・感動あふれるまち</p>
--	--	--

図3-1 土地利用図



(2) 住民意向の反映

平成 21 年度忠岡町住民意識調査報告書から本町の将来の姿は、「保健や医療体制、福祉が充実し、子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまち」が最も多く、重要度の高い施策についても医療や教育、福祉、防犯などが大半を占めています。

このことから「子育て世代やお年寄り」が安心して円滑に移動できるまちづくり、子育て世代が利用しやすい公園や公共公益施設づくりなど、現在の施設等を活かしつつ、ハード・ソフト施策の両面から生活利便を高めていくことが求められています。

また、住民の定住意向を見ると年齢が若くなるにしたがって「できればずっと住み続けたい」と回答した割合が低くなる傾向にあります。

表3-1 年齢別・今後の居住意向

	できればずっと住み続けたい	現在の住居は変 わりたいが、引 き続き忠岡町内 に住み続けたい	一旦、忠岡町外 に移り、いずれ 戻ってきたい	忠岡町外に転出 したい又は転出 する予定	わからない
16～29 歳	37.2%	4.8%	8.7%	13.5%	35.3%
30～39 歳	51.1%	9.1%	0.6%	10.1%	28.7%
40～49 歳	56.5%	5.5%	0.8%	8.6%	28.2%
50～59 歳	66.6%	7.8%	0.7%	4.4%	20.1%
60 歳以上	83.0%	5.7%	0.4%	3.0%	7.2%

(資料：平成 21 年度：忠岡町住民意識調査報告書)

これまで全国的にも、高齢化社会への対応を図るべく高齢者等に配慮したまちづくりが行われてきましたが、若者や子育て世帯の定住は、地域コミュニティ活動の継続化、活性化をはじめ町内商業の活性化を図るうえで重要な役割を担うものであり、本町は難波まで南海電車を利用して約 30 分、梅田には約 50 分と大阪都心へのアクセスに優れていることから、このような立地特性も活かして若者や子育て世帯にとっての定住魅力を形成するといった視点から都市整備を検討することが求められています。

(3) 公共公益施設の効率的な維持管理（アセットマネジメント）への対応

高度経済成長期を背景に整備された公共公益施設は、概ねその耐用年数を迎えようとしていますが、近年、高齢化社会や産業構造の転換などが進行し、本町をはじめ、国及び府の財政は一層厳しさを増しており、現状の施設数を維持したまま新たな施設整備や大規模な改修などを行っていくことは困難な状況にあります。

このため各施設の集約化や長寿命化をはじめ、未利用な公共用地の利活用などへの対応に取り組むことが求められています。

第4章. 全体構想

本町の概ね20年後を見据えつつ、全体構想を次のように定めます。

4-1 都市づくりの基本理念・将来像

(1) 都市づくりの基本理念と将来像

本町を表すキーワードとして「小さなまち」、「顔の見えるまち」、「連帯感（コミュニケーション）のあるまち」があげられ、第5次忠岡町総合計画では、まちの将来像を『～日本一小さなまち・忠岡の挑戦～ みんなでつくろう夢・希望・感動あふれるまち』としています。

本計画においては、概ね徒歩や自転車で町内を移動できる日本一小さな町といった特色を活かしつつ、住民・事業者等が多様な場面において「我がまち・我が故郷の誇り」となる夢・希望・感動を創造し、継承できる都市づくりをみんなで推進することを基本理念として定め、その将来像（テーマ）を「我がまち・我が故郷 コンパクトタウン ただおか」と定めます。

【将来像（テーマ）】

「我がまち・我が故郷^{ふるさと} コンパクトタウン ただおか」

(2) 都市づくりの目標

①安全・安心を誇れるまちへの挑戦

- 大規模な地震や津波、豪雨などの自然災害を教訓に、広域及び地域緊急交通路と関連施設のネットワーク強化をはじめ、細街路の改善、公共公益施設及び住宅の耐震化、下水道の整備、公共公益施設等における標高表示などによって、災害に強い、災害に負けないまちの形成をめざします。
- 交通事故発生箇所の改良や違法駐車・駐輪の防止、各種施設のバリアフリー化などによって、高齢者や子ども、障害者など誰もが安心して歩いて暮らせるまちの形成をめざします。
- 防犯灯の設置や公園、公共公益施設における死角の改善などによって、犯罪のないまちの形成をめざします。

②暮らしやすさを誇れるまちへの挑戦

- 大阪の都心に近く、忠岡駅から都心部に直結する交通利便の良さを発揮できるよう、駅前広場や駐輪場、駅前への連絡道路などの交通結節機能の充実を進め、公共交通の利用を促進することによって環境にやさしく、通勤・通学に便利なまちの形成をめざします。
- 忠岡駅周辺においてコミュニティビジネス支援やニュービジネスの起業家支援施策等とも連携を図りつつ、駅前にふさわしい生活サービス機能の充実をすすめ、賑わいのあるまちの形成をめざします。

- 将来を見据えた人口や周辺都市を含めた産業・経済の動向に留意しつつ、産業活動と住環境の調和が図れるよう土地・建物利用を適切に誘導し、身近に働く場があるまちの形成をめざします。
- 農地などの身近なみどりの保全・活用を進めるとともに、新たな開発にあたっては、緑豊かで道路や公園緑地などの都市基盤が整った市街地の形成をめざします。

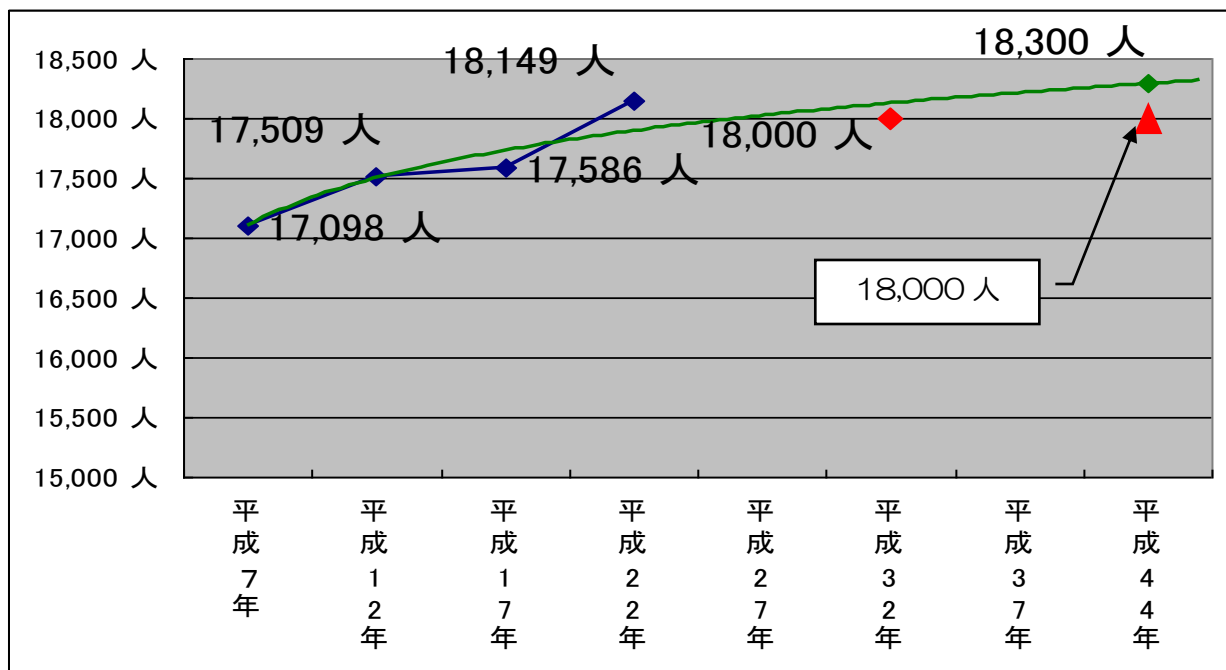
③忠岡町らしさを誇れるまちへの挑戦

- 大津川の水辺環境や町道中央線等の緑環境を骨格に、大阪湾をはじめ忠岡神社、忠岡町シビックセンター、前々池、農地などの個性形成に関わる多様な資源のネットワーク化と各資源の質的向上、民有地の緑化促進などに取り組み、四季の変化が感じられるまちの形成をめざします。
- 「だんじり」や「ただおかユメナリエ」などの地域における祭りやイベントの開催を継承するとともに、忠岡町シビックセンターや小中学校、公園、忠岡漁港、大津川などを活かしたイベントの開催を住民・事業者・行政の協働によって検討し、地域交流が盛んなまちの形成をめざします。

4-2 将来人口フレーム

平成7年以降の国勢調査人口及び第5次忠岡町総合計画における想定人口（上限値1.8万人ー平成32年）を基に、平成44年人口を推計すると約18,300人と推計されます。

今後は、高齢化によって全体的には人口規模がやや縮小すると推測されることから、概ね現状維持となる1.8万人を将来人口フレームと定めます。

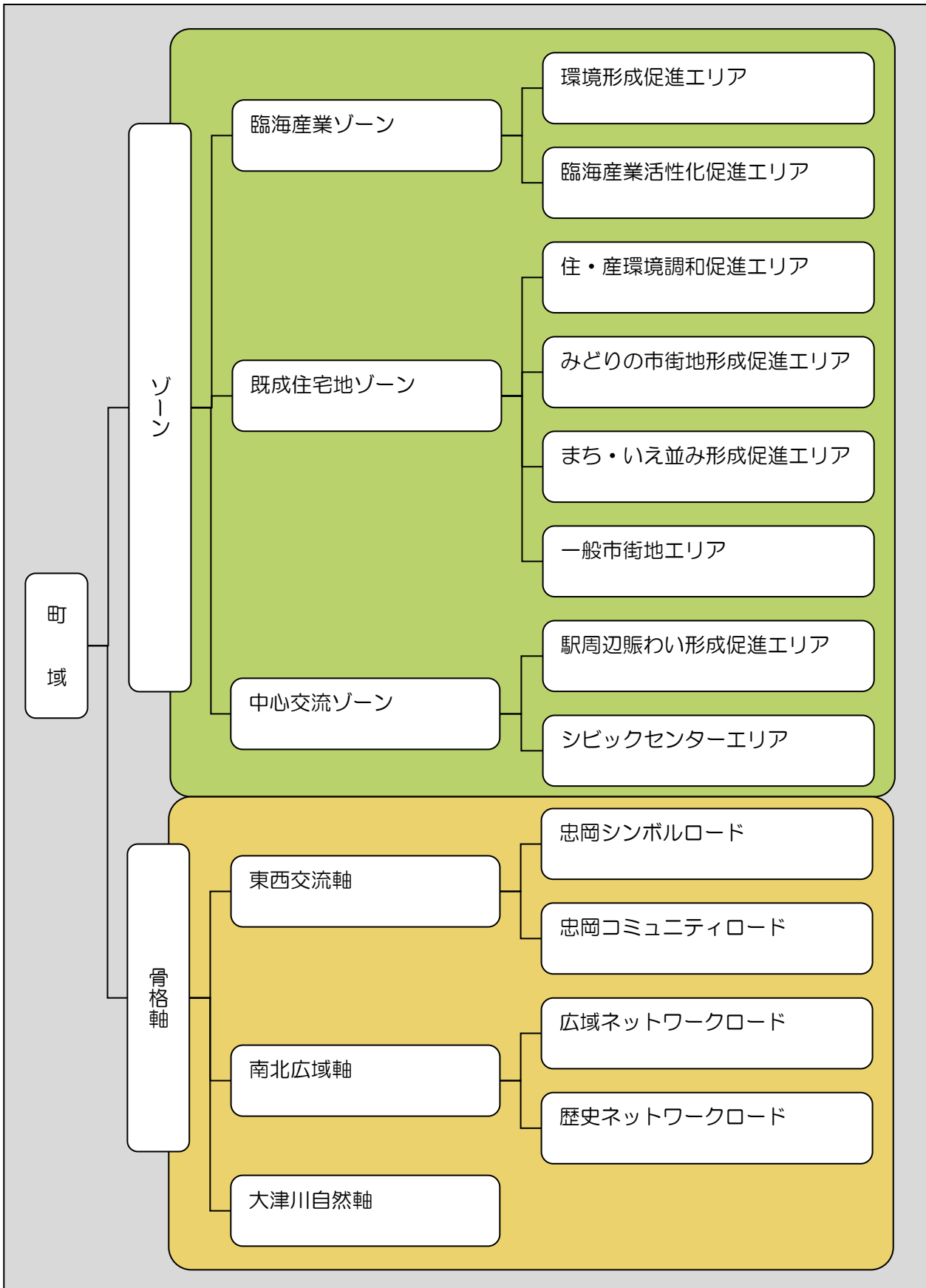


- ◆ 国勢調査人口
- ◆ 第5次忠岡町総合計画における想定人口
- ◆ 対数式による推計結果
- ▲ 将来人口フレーム

図4-1 将来人口フレーム

4-3 本町がめざすゾーンと骨格軸の形成

都市づくりの基本理念及び第5次忠岡町総合計画の将来像と土地利用図を踏まえつつ、概ね20年後を展望する中で、本町がめざすゾーンと骨格軸の形成の方向を、次のように定めます。



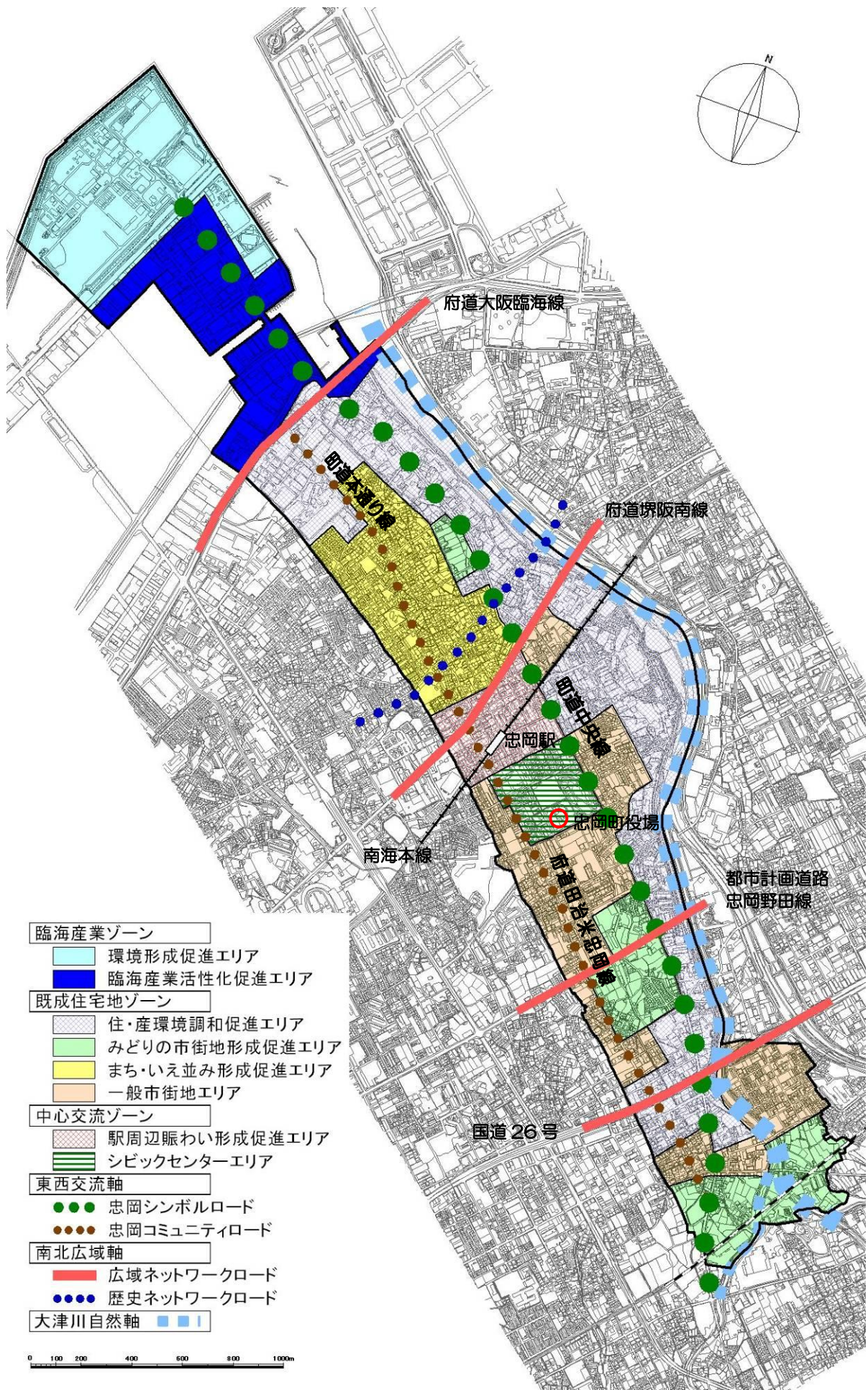


図4-2 ゾーンと骨格軸形成図

(1) ゾーン・エリアの形成

①臨海産業ゾーン

1) 環境形成促進エリア

このエリアは、南大阪湾岸流域北部水みらいセンターや忠岡町クリーンセンターをはじめ、忠岡新浜緑地、新浜緑地公園が整備され、一団となった緑や広場的空間などが少ない本町にあっては、大阪湾への眺望も含めて多様な「みどり」にふれあえる貴重なエリアとなっています。

今後とも諸施設の適正管理を促進するとともに、住民がより身近に水辺や緑を親しめるエリアとなるよう、大阪湾を活かした景観形成や各施設における緑化、再生エネルギーの活用などを促進します。

2) 臨海産業活性化促進エリア

このエリアは、高度経済成長期から府下有数の木材産業基地として大きな役割を果たし現在も物流や金属工業、木材工業、漁業などの多様な事業所が立地し、本町の産業振興の中核を担うエリアとなっています。

今後は、産業構造の転換などを踏まえつつ、本町の産業振興の中核にふさわしい産業集積地の維持・形成に向けて、貯木場の活用方策や産業基盤を活かした新たな企業誘致方策などについて関係機関とともに検討を進めます。

②既成住宅地ゾーン

1) 住・産環境調和促進エリア

このエリアは、産業構造の変化にともない産業施設用地から専用住宅用地等への用途転換が進みつつあるエリアとなっています。

このため、産業環境と住環境が互いに協調し、調和できるよう、いずれの環境形成面からもふさわしくない土地利用や建物用途の制限、各々の敷地における緑地などの緩衝空間の確保、開発にあわせた細街路の改善などを進めます。

2) みどりの市街地形成促進エリア

このエリアは、概ね市街化が完了している本町にあって、農地などの緑地的空間がまとまりを持って残され、防災や多様な生態系の保全、環境学習などを展開するうえで重要なエリアとなっています。

このため、農地などが有するみどりの豊かさを継承できるよう、農地などの緑地的空間の保全、土にふれあえる機会の拡充に努めるとともに、開発が行われる場合においては公園緑地的空間の確保や民有地緑化などを促進します。

3) まち・いえ並み形成促進エリア

このエリアは、昔ながらのまち並みも残されているものの、住宅等が密集しており、地震や火災による被害の拡大が懸念されるエリアとなっています。

このため、各施策の連携によって各住宅の耐震性能や防火性能の向上を誘導するとともに開発や建て替えにあわせて歴史的なまち・いえ並みの継承、細街路の改善、公園緑地的空間の確保などを誘導するため、まちづくりに関する情報提供に努めます。

4) 一般市街地エリア

このエリアは、開発住宅地を主体に旧市街地が混在したエリアとなっています。

今後は各地区の建物利用状況を踏まえ、より良い住環境が保全されるよう建物利用の規制・誘導方策について検討します。

③中心交流ゾーン

1) 駅周辺賑わい形成促進エリア

このエリアは、本町内で唯一の鉄道駅である忠岡駅を中心とするエリアとなっています。

今後は、本町の玄関口にふさわしい都市的空間の形成を図るため、駅前広場や駐輪場などの交通結節機能の充実を検討するとともに、生活利便が高く、誰もが気軽に交流を楽しみ賑わいが創出されるよう産業や教育、福祉などの関連施策と連携を図りながら、駅前にふさわしい都市的機能や生活サービス機能の誘導を進めます。

2) シビックセンターエリア

このエリアは、町役場（保健センターなどとの複合施設）や忠岡中学校、忠岡公園（町民運動場）といった施設を中心に公共公益施設用地の緑化推進などによって多様なみどりを有する閑静なエリアとなっています。

今後このような環境の保全、充実にむけて敷地緑化に努めるとともに、生物多様性の保全や再生可能エネルギーの活用など、世界的にも対応が求められている諸課題に対する取組の先導モデルとなるエリアとして充実に努めます。

(2) 骨格軸の形成

①東西交流軸

1) 忠岡シンボルロード

忠岡シンボルロードは、町域の東西を結び、概ね歩道や街路樹が整備された幹線道路でもあり、沿道には忠岡神社や緑水園、前々池といった水とみどりに関する資源も位置しています。

このため、本町のシンボルにふさわしい道路空間が形成されるよう、歩行者・自転車等の安全性の向上やバリアフリー化、街路樹等の質的向上などに取り組むとともに、沿道に位置する一定規模以上の各施設においても、四季を感じられる緑地的空間の整備などを誘導します。

2) 忠岡コミュニティロード

忠岡コミュニティロードは、忠岡シンボルロードを補完するとともに、忠岡駅と町域の東西地域を結ぶ道路であり、沿道には忠岡小学校や忠岡中学校といった教育施設なども位置し、南海本線以西の区間にあつては旧市街地の骨格的道路ともなっています。

このため、忠岡駅へのアクセス性の向上や、歩行者、自転車の安全性の確保、旧市街地の防災・防犯機能の向上にも配慮しつつ道路や交差点の改良、街路灯の設置等を進めるとともに、各地区の特色を活かしたまち並み形成を誘導します。

②南北広域軸

1) 広域ネットワークロード

広域ネットワークロードは、本町と広域圏及び関西空港を結ぶ幹線道路であり、隣接市及び大阪府などとも連携を図りながら道路や橋梁の耐震性強化や交通安全施設の整備、沿道景観の形成などを促進します。

2) 歴史ネットワークロード

歴史ネットワークロードは、本町と広域圏を結ぶ紀州街道であり、隣接市及び大阪府などとも連携を図りながら、道路の美装化やポケットパーク、案内板等の設置などに努めます。

③大津川自然軸

大津川・牛滝川については、河川改修とあわせて河川公園として整備しており、市街地内において広がりのある広場空間の確保が困難な本町においては、その水辺が有する自然環境などとともに住民が多様なレクリエーション活動を行なう貴重なオープンスペースとなっています。

今後とも大津川河川公園の適正管理や水洗化率の向上等による水質の向上を進めるとともに、より住民に親しまれる河川となるよう、水辺観察会や環境美化イベントの開催など、河川にふれあえる機会の拡充を進めます。

第5章. 都市づくりの基本方針

全体構想の実現化に向け、概ね本町の10年後を見据えつつ、都市づくりの基本方針を次のように定めます。

5-1 土地、建物利用の規制・誘導の基本方針

(1) 現行用途地域等の尊重と住・産業環境の調和の促進

現行の用途地域等は、平成8年の都市計画法の改正に基づく用途地域等の全面的な見直しにあわせて、それぞれの地域の特性を勘案しながら用途指定を細分化して指定を行ってきており、これら指定を継続することを原則とします。

一方で、本町の用途地域指定の内、約6割を準工業地域が占めており、産業、経済状況の急速な変化などによって産業系から住居系への転換、産業環境や住環境の両面からもふさわしくない用途への転換などが懸念されます。

このため、住環境・産業環境がともに調和できるよう住民や事業者等に地区計画や特別用途地域などの各種制度を周知するなど、適正な土地・建物利用に向けた誘導策により共存を図ります。

また、臨港地区の指定については、大阪府とも連携を図りながら適正な指定を行っていきます。

(2) 建築物の耐震化・市街地の不燃化の促進

本町内の建築物の多くは木造低層専用住宅であることから、これら建築物を耐火・準耐火建築物へと適正に誘導し、最低限の防災性能を確保することが必要です。

災害に強いまちを形成するため、町内の現況や避難所、避難地などの指定状況も踏まえながら準防火地域の指定による規制誘導に努めます。

また、経済的な負担を軽減する仕組みづくりとしての耐震診断・改修補助制度や大阪府の「まちまるごと耐震化支援事業」などの活用を促進します。

(3) みどり豊かな市街地形成の促進

まとまりのある緑地的空間に恵まれない本町内で、まちの魅力を高めみどり豊かなまちを形成するには、公共公益施設の緑化とともに民有地の緑化を適正に誘導することが必要です。

このため、市街地整備や各種開発の進行などにあわせて、地区計画制度による垣・柵の制限や緑化率の指定、緑地協定、緑化地域などの指定に努めます。

5-2 都市施設整備の基本方針

(1) 交通施設の整備に関する基本方針

①公共交通等の整備

南海本線忠岡駅の乗車人員は、減少傾向にあり、平成21年では5,000人/日を下回る状況となっています。

鉄道は、本町と大阪都市部及び関西国際空港等を結ぶとともに、二酸化炭素の排出抑制や交通弱者の円滑な移動など、本町が発展を図るうえで大きな役割を担っています。

このため、鉄道を利用しやすくなるよう忠岡駅及び周辺のバリアフリー化や駅前駐輪場、駅前広場、アクセス道路等といった交通結節機能の充実に努め鉄道利用を促進します。

②都市計画道路の整備

本町では、主要 8 路線を都市計画道路として都市計画決定を行い整備に取り組み、計画延長比での進捗率は 92%と幹線道路ネットワークの形成が図られています。

一方で、忠岡吉井線、忠岡岸和田線の 2 路線については、一部区間を供用している状況であり、沿道市街地との一体的整備や隣接する岸和田市とのネットワーク化といったことも踏まえつつ整備を図ります。

③その他道路の整備

幅員 4m 未満道路については、建築基準法の規定によって、幅員 4m 未満道路に接する敷地に対して、建築時に敷地後退（セットバック）が義務づけられていることから、個々の建替え時に適切に対処し道路の拡幅に努めます。

全体構想で位置づけている忠岡コミュニティロード（府道田治米忠岡線・町道本通り線）、歴史ネットワークロード（紀州街道）については、歩行者や自転車にやさしい道となるよう道路や交差点の改良や無電柱化、街路灯の設置などの整備に努めます。

また、忠岡町シビックセンターや小中学校、幼稚園、保育所、総合福祉センターの周辺道路では、施設利用者の特性を踏まえ、バリアフリー化、路面表示の充実、歩車分離などによって歩行者や自転車等の安全性の向上に努めます。

(2) 公園・緑地の整備に関する基本方針

①都市公園の整備

都市公園法施行令に掲げている住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準は、行政区域内（一般に市街化調整区域を含む）では 10 m²以上とし、市街地では 5 m²以上としております。

よって、当該数値を参考に「忠岡町緑の基本計画」において都市公園の長期目標水準を下記のように定めており、この目標水準の達成に向けて、都市計画公園の内、未整備である高月公園、東区公園、北区公園の整備に努めます。

表5-1 都市公園の整備目標水準

	現 況	長期目標（概ね 20 年後）
都市公園	7.94 ha (4.4 m ² /人)	14.58 ha (8.1 m ² /人※)

※の値は 14.58 ha を将来人口フレーム（1.8 万人）で除した値

資料：忠岡町緑の基本計画

②その他の公園・緑地等の整備

自然的な緑地資源に乏しい本町において、公共公益施設及び民間施設の緑地は、緑豊かなまちづくりを推進するうえで重要な役割を担うことから、各緑地が有する環境、レクリエーション、防災、景観、福祉や交流などの各機能が十分に発揮され、住民が身近に緑の豊かさを感じられるよう、地域内の配置バランスも考慮しつつ保全・整備に努めます。

(3) 下水道及び河川の整備に関する基本方針

① 下水道の整備

本町の下水道は、分流式を採用しており、昭和 62 年の南大阪湾岸北部処理場（現：南大阪湾岸流域 北部水みらいセンター）の通水に併せ一部供用を開始しました。

1) 汚水

汚水管については、平成 22 年度（2010 年度）末現在、人口普及率で見ると 96.4%まで整備が完了していることから、今後とも、市街化の進行状況などを踏まえつつ年次計画にもとづき管路を整備するとともに、管路施設の維持管理を効率的・効果的に進めるため長寿命化計画を作成します。

2) 雨水排水

雨水管については、平成 22 年度（2010 年度）末現在、面積普及率で 78.2%まで整備が完了していることから、今後とも、市街化の進行状況などを踏まえつつ年次計画にもとづき管路を整備するとともに、雨水ポンプ場及び管路施設の維持管理を効率的・効果的に進めるため長寿命化計画を作成します。

② 河川の整備

大津川は、和泉市、岸和田市などを流下し、町域東端の高月付近で松尾川と牛滝川が合流さらに馬瀬地区付近で泉大津市内を流れる榎尾川と合流して大阪湾に注ぐ府下最大の二級河川（大阪府管理河川）です。

大津川は時間雨量 80mm に対応した河川改修が完了済みであり、河口から下流部の楯並橋までの約 1km の区間においては伊勢湾台風級の超大型台風による高潮にも対応できる高潮堤防が完成しています。

河川の維持管理に関しては、管理者である大阪府とも連携を図りながら、東日本大震災の津波被害などを教訓とした災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるよう適切に整備を行います。

さらに、住民に親しまれる河川となるよう大津川河川公園の適正管理をはじめ、河川を活かしたイベントの開催や各種情報の提供によって河川愛護思想の普及を促進します。

(4) その他公共公益施設等の整備に関する基本方針

町内に位置する忠岡町シビックセンターをはじめ官公庁施設、教育施設、福祉施設、文化施設及び供給処理施設については、耐震化、バリアフリー化、長寿命化などをはじめとする施設の適正管理を促進するとともに、今後は、より効率的で効果的な公共公益施設の運営・管理が求められることから、各施設の耐用年数や社会的な役割、公民の役割分担などの把握に努め、必要に応じて集約化や複合化などを図ります。

5-3 都市環境等の保全・整備の基本方針

(1) 環境負荷の低減

①再生可能エネルギーの普及促進

近年、地球温暖化の進行や化石燃料の枯渇などが懸念される状況となり、都市活動が地球環境に与える負荷を軽減し、持続可能な都市づくりをめざすことは世界的な潮流となっています。

本町においては、地球環境の保全や負荷軽減に貢献していくため、市街地内においても利活用が可能と考えられる太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの普及に向けて活用事例や技術情報、補助制度などの各種情報の提供を行います。

②ヒートアイランド現象の軽減

ヒートアイランド現象を緩和するため、敷地や建物の緑化、農地や溜め池の保全を推進するとともに、大津川や町道中央線などについては、大阪湾からの海風を市街地内に適切に取り込む風の道などとしての充実を隣接市などと連携を図りながら検討します。

③公共交通等の利用促進

都市交通における環境負荷の低減を図るため、自動車交通を円滑に処理する幹線道路や歩行者・自転車利用に配慮したコミュニティ道路のネットワーク形成を進めるとともに、鉄道及び自転車利用の促進に向けて駅前広場や駐輪場等の一体的な整備を図ります。

(2) 自然環境の保全・整備等

本町の町域内には山林や一団となった農地、大川などがなく、大阪湾と大津川、溜め池、農地等が有する自然環境は、自然環境に乏しい本町にとって自然に親しめる貴重な資源でもありその保全に努めるとともに、各々の特色を活かした自然観察会の開催などによって自然に親しめる機会の拡充を図ります。

また、これら自然資源をネットワークすることによって多様な生態系が育まれるよう、市街地内においても施設緑化や街路樹などの充実、忠岡町シビックセンター周辺の修景池等のビオトープ化などを図ります。

(3) 生活及び操業環境等の保全

本町は、南北約 1 km、東西約 4 km でその町域面積は 4.03 k m²と非常にコンパクトであり持続可能な都市づくりを行うためには住・産・商などの複合的な土地・建物利用を図ることが求められます。

このため大気や水質の汚染、騒音、異臭などの発生源となる工場や事業所などへの指導を適切に行い、生活及び操業環境等の保全に努めます。

5-4 都市景観等の保全・整備の基本方針

(1) 広域的連携による都市景観の形成

大阪湾岸や大津川、国道 26 号及び紀州街道とその周辺地区にあっては、大阪府及び関係自治体などとも連携を図りながら、各々の特色を活かしつつ忠岡らしさが感じられる都市景観の形成を促進します。

(2) 地域らしさを演出する景観資源の保全と充実

忠岡神社の巨木群、永福寺のビャクシンおよび緑水園をはじめ、だんじり小屋や溜め池、農地などは、各々の地域らしさを形成する景観資源でもあり、その保全に努めます。

幹線道路をはじめ忠岡町シビックセンター、小学校、中学校、公園などの公共公益施設や、一定の敷地規模を有する集合住宅、事業所なども、良好な都市景観の形成を先導する景観資源でもあり、これらを活かして地域の顔となる景観を整備・誘導します。

(3) 駅前景観の形成

忠岡駅は本町唯一の鉄道駅であり、本町と各都市を結ぶ玄関口でもあります。このため、駅前広場やアクセス道路整備などとも連携しながら、本町の玄関口にふさわしい駅前景観の形成・誘導を図ります。

(4) 屋外広告物の規制・誘導等

周辺の環境や景観と屋外広告物を調和すべき忠岡駅前、忠岡町シビックセンター、小学校や社寺仏閣等を中心とする地区等において、地域のまちづくりと連携し、屋外広告物の規制・誘導を図ります。

5-5 市街地整備及び住宅供給等の基本方針

(1) 既成市街地等の整備促進

細街路や狭小老朽木造住宅などによって街区が形成されている市街地については、火災や地震による建物倒壊などの拡大が懸念されることから、消火栓や防火水槽などの適正配置などを進めるとともに、家屋等の防火や耐震性能の向上に関する意識の啓発、地区計画制度などの PR に努めることによって市街地の改善を誘導します。

(2) 忠岡駅周辺地区の整備促進

忠岡駅周辺地区については、駅前に至る道路や駅前広場、駐輪場などの整備をはじめ、駅前における各種サービスの提供、本町の玄関口にふさわしい景観の創出など、忠岡駅周辺地区の活性化に向けた機運の高揚に努め、人々が集い、賑わいを育む地区となるよう誘導します。

(3) 多様な住宅供給の促進

大阪都心などに直結する利便性を定住人口の増加に結びつけるため、公営住宅の適正管理を

はじめ、民間とも連携を図りながら、若者向け、子育て世帯向け、高齢者世帯向けなどの多様なニーズにあった住宅の供給に努めます。

5-6 都市防災・防犯の基本方針

(1) 大規模な津波を想定した防災施設・基盤等の充実

東日本大震災を教訓に、大阪湾岸地域に位置し概ね平坦な本町では、大規模な津波の発生も想定しつつ大阪府及び関係機関と連携して、各種防災施設及び基盤の整備に努めます。

また、緊急的な避難を円滑に実施できるよう、町域内の主要な公共公益施設の標高や建物の構造等を把握し、公共公益施設等への標高の表示や津波避難ビルなどとしての利活用が期待される民間集合住宅や各種事業所の指定を行います。

(2) 防災拠点施設やライフライン等の整備

災害時の活動拠点施設や避難所、避難や緊急輸送を確保するために必要な道路・橋梁・公園などの適正管理を図ります。

また、関係機関とも連携を図り、上下水道、電気・電話などのライフラインの耐震性の強化に努めます。

(3) 防犯に配慮した施設等の充実

犯罪が起こりにくい環境の形成に向けて、街路灯の整備や周囲からの見通しに配慮した公園や公共公益施設の整備などを進めるとともに、防犯対策に活かせるよう警察や自治会などとの連携によって犯罪発生箇所や街なかの死角等の把握に努めます。

第6章. 地域別構想

6-1 地域区分の考え方

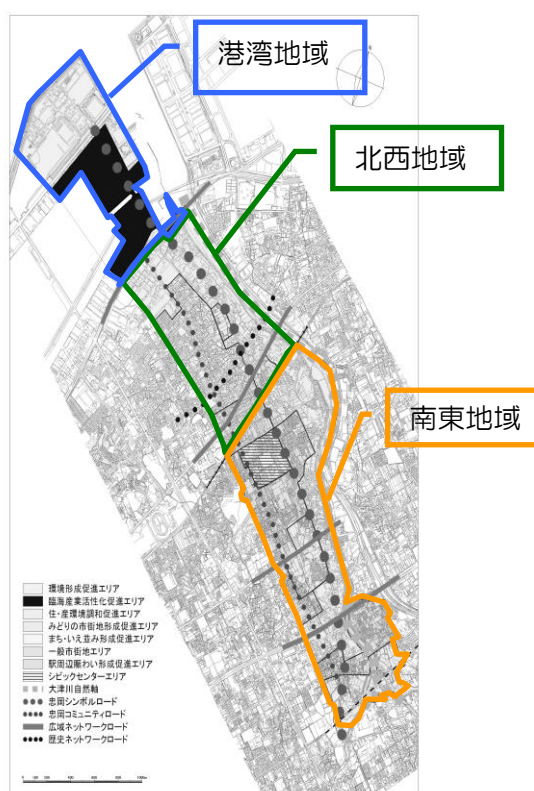
地域区分の設定は、市街地形成の沿革や土地利用の状況、幹線道路等の交通軸、日常生活上の行動範囲、用途地域の地域区分などを考慮し、地域住民にとって親しみやすく、また施策を位置づける上でまとまりのある区域として位置づけることが望めます。このため、地域コミュニティの基礎的な単位である小学校区を基に、次の3地区に区分します。

また、港湾地域については、工業系の土地利用がなされ、そのエリアは全体構想の「臨海産業ゾーン（環境形成促進エリア・臨海産業活性化促進エリア）」と同一であるため、地域別構想は「南東地域」と「北西地域」の2地域について定めることとします。

表6-1 地域区分の設定

小学校区	地域区分	町丁目	地区の概要
東忠岡 小学校	1.南東地域	忠岡東、馬瀬、北出、高月北・南	概ね、南海本線以東の地区であり、シビックセンターや府営住宅も立地し、土地区画整理事業も実施されるなど比較的都市基盤が整い、また、農地や溜め池なども残されている地区です。
忠岡 小学校	2.北西地域	忠岡北・中・南	概ね、府道大阪臨海線以東から南海本線以西の地区であり、紀州街道などを軸に旧市街地が形成され、だんじり祭りも継承されている地区です。
	3.港湾地域	新浜	概ね、府道大阪臨海線以西の地区であり、埋め立て地や貯木場を主とする工業系の地区です。

図6-1 地域区分図



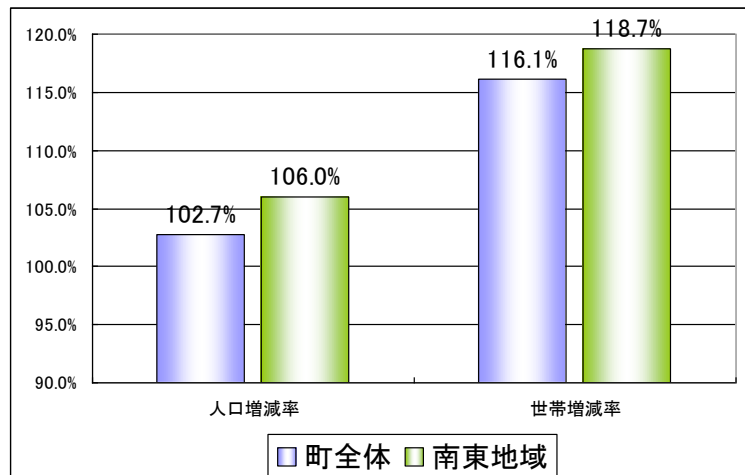
6-2 南東地域

(1) 南東地域の概況

①人口・世帯数の推移

平成12年と平成22年の人口及び世帯数を比較すると、町全体を上回る増加率となっており、開発が進行している傾向が伺えます。

図6-2 人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳（H22年9月末÷H12年9月末）

②地勢及び用途地域等の指定状況

南東地域は、南海本線の東側にあり、標高は概ね6m～16m程度の平坦地です。

用途地域指定の内、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域といった住居専用系の用途地域も指定を行っています。また、忠岡駅東側地区には近隣商業地域を指定しています。

表6-2 用途地域指定状況

用途区分	忠岡町全域		南東地域	
	面積(ha)	構成比	面積(ha)※	構成比
第一種中高層住居専用地域	25.0	6.5%	25.0	12.7%
第二種中高層住居専用地域	8.7	2.3%	8.7	4.4%
第一種住居地域	71.0	18.4%	33.1	16.8%
第二種住居地域	15.0	3.9%	6.9	3.5%
近隣商業地域	7.8	2.0%	3.8	1.9%
準工業地域	233.0	60.4%	119.6	60.7%
工業専用地域	25.0	6.5%	—	—
合計	385.5	100.0%	197.1	100.0%
無指定市街化区域	17.5	—	—	—
行政区域	403.0	—	197.1	—
都市計画区域				
市街化区域				

※ 南東地域の面積は1/10,000都市計画図より計測した値

③道路及び公園・緑地等の整備状況

道路の整備状況は、地域の骨格を形成する都市計画道路については、本町と岸和田市を結ぶ忠岡吉井線が一部未整備供用中の状況にあります。また、本町と泉大津市・岸和田市を結ぶ忠岡野田線は概成済であり、泉大津市側の整備を待つ状況にあります。

公園・緑地等の整備状況は、一人当たりの都市公園等面積は約 5.7 m²/人となっており、都市計画決定している公園緑地の整備状況は高月公園が未整備（前々池として利用）となっています。

国道 26 号沿いにおいては第二阪和国道忠岡土地区画整理事業が実施されており都市基盤の整った市街地を形成しています。

(2) 南東地域のまちづくりの基本方針

全体構想では、概ね 20 年後を見据えつつ、忠岡町の将来像を「我がまち・我が故郷 コンパクトタウン ただおか」とし、都市づくりの目標を「安全・安心を誇れるまちへの挑戦」、「暮らしやすさを誇れるまちへの挑戦」、「忠岡町らしさを誇れるまちへの挑戦」としています。

この都市づくりの目標の実現化に向けたまちづくりの基本方針を、概ね 10 年後を見据えつつ以下に定めます。

安全・安心を誇れるまちへの挑戦

- 岸和田市や泉大津市などとの安全・安心のネットワーク形成を図るため、関係市などとも連携を図りながら都市計画道路忠岡吉井線の整備及び忠岡野田線の延伸を推進します。
- 国道 26 号や府道田治米忠岡線、町道中央線などの幹線道路における交通事故発生箇所を把握し、道路や交差点などの改良や交通安全施設の設置、違法駐車防止などに努めます。
- 犯罪が発生しにくい環境を形成するため、都市計画道路をはじめとする幹線道路の整備や忠岡町地域安全センターの充実などに併せて街路灯などの整備を進めます。
- 豪雨などに備え、市街化の進捗状況も踏まえながら下水道（雨水排水）の整備を進めます。

暮らしやすさを誇れるまちへの挑戦

- 国道 26 号や町道中央線などの幹線道路を活かして、産業活動と住環境の調和が図られるよう土地・建物利用を適切に誘導します。
- 住民等が忠岡駅を利用しやすくなるよう、駅前広場や駐輪場、駅前への連絡道路などの整備と連携を図りながら駅前にふさわしい生活サービス機能の充実に努めます。
- 忠岡中学校、東忠岡小学校などの公共施設については、バリアフリー化・長寿命化をはじめとする施設の適正管理を促進します。
- 東忠岡小学校の周辺や前々池周辺などの農地の保全・活用を進めるとともに、これら農地などとも調和が図れる緑豊かな市街地の形成をめざします。

忠岡町らしさを誇れるまちへの挑戦

- 大津川及び牛滝川等の水辺や町道中央線等の街路樹等を骨格に、忠岡町シビックセンターや東忠岡小学校、緑水園、前々池などの個性形成に関わる多様な資源のネットワーク化と各資源の質的向上をめざします。
- 産業施設や民間集合住宅などの一定の規模を有する民有地の緑化促進、駅周辺における景観形成などに取り組み、四季の変化が感じられるまちの形成をめざします。
- 大津川及び牛滝川や忠岡町シビックセンター、農地などを活かしたイベントの開催を住民・事業者・行政の協働によって検討し、地域交流が盛んなまちの形成をめざします。

(3) 南東地域の将来都市構造

土地・建物の利用や用途地域の指定状況、道路・公園の整備状況などから、南東地域は、次のようなエリアと軸及びロードによって形成します。

図6-3 南東地域の将来構造図

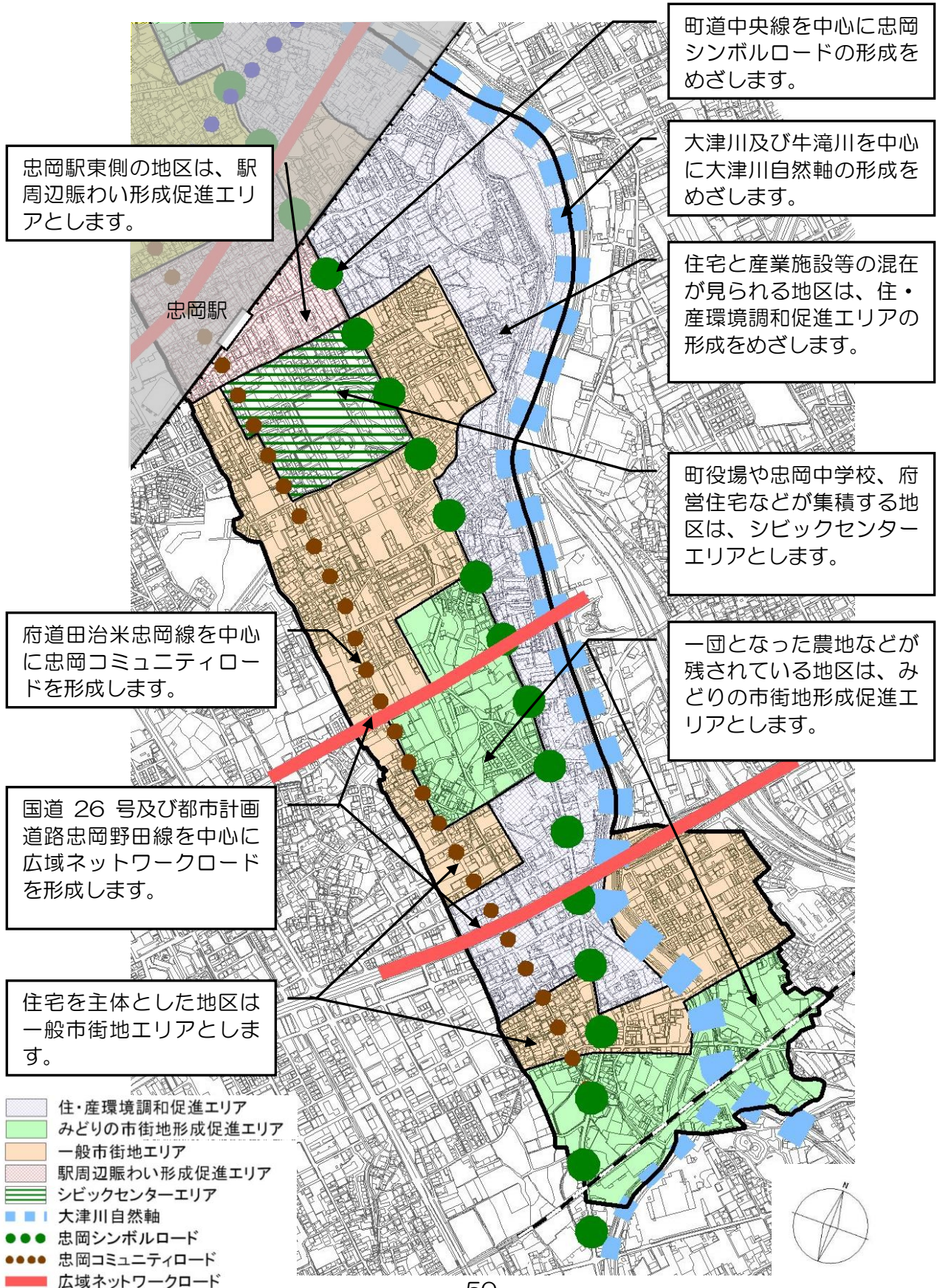


表6-3 エリアと軸及びロードの形成方針

エリアと軸及びロードの形成方針	
住・産環境調和促進エリア	<p>このエリアは、国道 26 号及び大津川沿いに、多くの産業施設やサービス施設が立地していますが、産業構造の変化などに伴い産業施設と住宅等の混在が進みつつあります。</p> <p>今後は、産業環境等と住環境が互いに協調し、調和できるよう、いずれの環境形成面からもふさわしくない土地利用や建物用途の制限、各々の敷地における緑地などの緩衝空間の確保等に努めます。</p>
みどりの市街地形成促進エリア	<p>このエリアは、牛滝川周辺や東忠岡小学校及び東忠岡幼稚園周辺などに農地などの緑地的空間が残されています。</p> <p>今後は、このような水辺や農地が有するみどりの豊かさにふれあえる機会を継承できるよう、公共公益施設における緑地的空間の充実や環境学習の場などとして活用します。</p> <p>また、開発が行われる場合においては公園緑地的空間の確保や民有地緑化などを促進します。</p>
一般市街地エリア	<p>このエリアは、開発住宅地を主体に旧市街地が混在したエリアとなっています。</p> <p>今後は各地区の建物利用状況を踏まえ、より良い住環境が保全されるよう建物利用の規制・誘導に努めます。</p>
駅周辺賑わい形成促進エリア	<p>このエリアは、本町内で唯一の鉄道駅である忠岡駅の東側にあります</p> <p>今後は、本町の玄関口にふさわしい都市的空間の形成を図るため、駅前広場や駐輪場などの交通結節機能の充実に努めます。</p> <p>生活利便が高く、誰もが気軽に交流を楽しむことができるよう産業や教育、福祉などの関連施策と連携を図りながら、駅前にふさわしい都市的機能や生活サービス機能を誘導します。</p>
シビックセンターエリア	<p>このエリアは、町役場（保健センターなどとの複合施設）や忠岡中学校、忠岡公園（町民運動場）といった施設を中心に公共公益施設用地の緑化推進などによって多様なみどりを有する閑静なエリアとなっています。</p> <p>今後は、このような環境の保全、充実にむけて敷地緑化や緑道の整備に努めます。また、生物多様性の保全や再生可能エネルギーの活用などにも対応できるよう諸施設の整備充実を進めます。</p> <p>また、災害時における臨時ヘリポート機能の保全に努めます。</p>
大津川自然軸	<p>大津川の河川敷は、住民が水辺の有する自然環境とふれあうとともに、多様なレクリエーション活動が行えるよう河川公園として整備しています。</p> <p>今後は、一層、住民に親しまれる河川となるよう、水辺観察会や環境美化イベントの開催など、河川にふれあえる機会の拡充を促進します。また、災害時における臨時ヘリポート機能の保全に努めます。</p>

エリアと軸及びロードの形成方針	
忠岡シンボルロード	<p>町道中央線は、歩道や街路樹等が整備された幹線道路でもあり、沿道には緑水園や前々池といった水とみどりに関する資源も位置しています。</p> <p>このため、本町及び南東地域のシンボルにふさわしい道路空間が形成されるよう、歩行者・自転車等の安全性の向上やバリアフリー化、街路樹等の質的向上などに取り組むとともに、沿道に位置する一定規模以上の各施設においても、四季を感じられる緑地的空間を整備・誘導します。</p>
忠岡コミュニティロード	<p>府道田治米忠岡線等は、忠岡駅と南東地域を結ぶ道路です。</p> <p>今後は、忠岡駅へのアクセス性の向上や沿道街区の開発などとも調整を図りつつ、歩行者・自転車の安全性の確保、防災・防犯機能の向上にも配慮した道路や交差点の改良、街路灯の設置等について大阪府と連携を図ります。</p>
広域ネットワークロード	<p>都市計画道路国道 26 号線は整備済みですが、忠岡野田線は一部未整備な状況にあり、隣接市及び大阪府などとも連携を図りながら道路や橋梁の耐震性強化や交通安全施設の整備、沿道景観の形成、未整備区間の整備などを促進します。</p>

6-3 北西地域

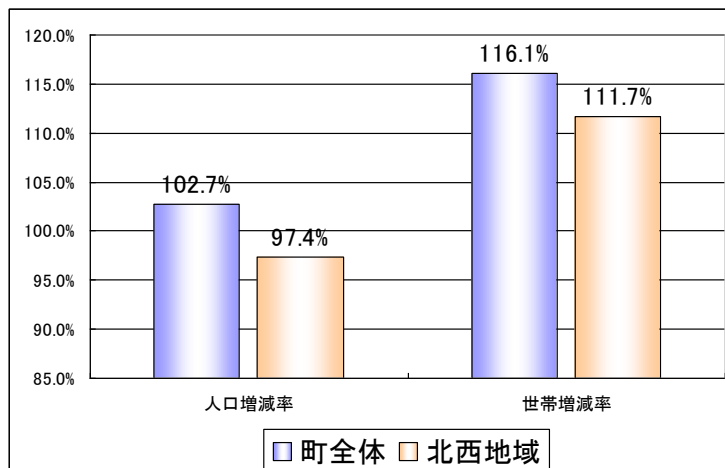
(1) 北西地域の概況

①人口・世帯数の推移

平成12年と平成22年の人口及び世帯数を比較すると、町全体では人口が増加傾向にあるものの、北西地域では97.4%と減少傾向にあります。

また、北西地域の世帯数は、増加傾向にあるものの町全体に比べて、やや低くなっています。

図6-4 人口・世帯数の推移



②地勢及び用途地域の指定状況

資料：住民基本台帳（H22年9月末÷H12年9月末）

北西地域は、南海本線の西側にあり、標高は概ね6m以下の平坦地です。

用途地域指定の内、第一種住居地域の占める割合が35.5%と町平均（18.4%）よりも高く、また、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域といった住居専用系の用途地域指定は行っていない状況にあります。また、忠岡駅西側地区には近隣商業地域を指定しています。

表6-4 用途地域指定状況

用途区分	忠岡町全域		北西地域	
	面積(ha)	構成比	面積(ha)※	構成比
第一種中高層住居専用地域	25.0	6.5%	—	—
第二種中高層住居専用地域	8.7	2.3%	—	—
第一種住居地域	71.0	18.4%	37.9	35.5%
第二種住居地域	15.0	3.9%	8.1	7.6%
近隣商業地域	7.8	2.0%	4.0	3.7%
準工業地域	233.0	60.4%	56.9	53.2%
工業専用地域	25.0	6.5%	—	—
合計	385.5	100.0%	106.9	100.0%
無指定市街化区域	17.5	—	—	—
行政区域	403.0	—	106.9	—
都市計画区域				
市街化区域				

※ 北西地域の面積は1/10,000都市計画図より計測した値

③道路及び公園・緑地等の整備状況

道路の整備状況は、地域の骨格を形成する都市計画道路については、本町と岸和田市を結ぶ忠岡岸和田線が一部供用中の状況にあります。その他の道路については、旧市街地内に幅員4m未満の道路も多く見られます。

公園・緑地等の整備状況は、一人当たりの都市公園等面積は約 4.7 m²/人となっており、都市計画決定している公園緑地の整備状況は大津川河川公園が一部未整備、東区公園が未整備（ゲートボール場として利用）、北区公園が未整備（運動広場として利用）となっています。

(2) 北西地域のまちづくりの基本方針

全体構想では、概ね 20 年後を見据えつつ、忠岡町の将来像を「我がまち・我が故郷 コンパクトタウン ただおか」とし、都市づくりの目標を「安全・安心を誇れるまちへの挑戦」、「暮らしやすさを誇れるまちへの挑戦」、「忠岡町らしさを誇れるまちへの挑戦」としています。

この都市づくりの目標の実現化に向けたまちづくりの基本方針を、概ね 10 年後を見据えつつ以下に定めます。

安全・安心を誇れるまちへの挑戦

- 木造低層専用住宅等が密集する地区については、木造建築物を耐火・準耐火建築物へと適正に誘導できるよう準防火地域の指定による規制誘導とともに、家屋等の防火や耐震性能の向上に関する意識の啓発、地区計画制度などのPRに努めます。
- 安全・安心のネットワーク形成を図るため、都市計画道路忠岡岸和田線は、沿道市街地との一体的整備や岸和田市とのネットワーク化といったことも踏まえつつ整備を図ります。
- 府道堺阪南線や町道中央線、本通りなどの幹線道路における交通事故発生箇所を把握し道路や交差点などの改良や交通安全施設の設置、違法駐車防止などに努めます。
- 大規模な津波などに対して円滑に避難できるよう、主要な公共施設等への標高の表示や津波避難ビルなどとしての利活用が期待される民間集合住宅や各種事業所の指定を行います。
- 犯罪が発生しにくい環境を形成するため、都市計画道路をはじめとする幹線道路の整備に併せて街路灯などの整備を進めます。
- 豪雨などに備え、市街化の進捗状況も踏まえながら下水道（雨水排水）の整備を進めます。

暮らしやすさを誇れるまちへの挑戦

- 府道大阪臨海線や堺阪南線、町道中央線などの幹線道路を活かして、産業活動と住環境の調和が図られよう土地・建物利用を適切に誘導します。
- 忠岡小学校、忠岡幼稚園、総合福祉センターや忠岡町文化会館などの公共施設についてはバリアフリー化・長寿命化をはじめとする施設の適正管理を促進します。
- 住民等が鉄道を利用しやすくなるよう、駅へのアクセス道路となる町道本通り線の機能充実に努めます。

忠岡町らしさを誇れるまちへの挑戦

- 大津川の水辺環境や町道中央線等の緑環境を骨格に、忠岡神社、農協福祉農園などの個性あるまちなみ形成に関わる多様な資源のネットワーク化と各資源の質的向上をめざします。

- 産業施設などの一定の規模を有する民有地の緑化促進などに取り組み、四季の変化が感じられるまちの形成をめざします。
- 「だんじり」を継承するとともに、忠岡小学校、町民いこいの広場、大津川などを活かしたイベントの開催を住民・事業者・行政の協働によって検討し、地域交流が盛んなまちの形成をめざします。

(3) 北西地域の将来都市構造

土地・建物の利用や用途地域の指定状況、道路・公園の整備状況などから、北西地域は、次のようなエリアと軸及びロードによって形成します。

図6-5 北西地域の将来構造図

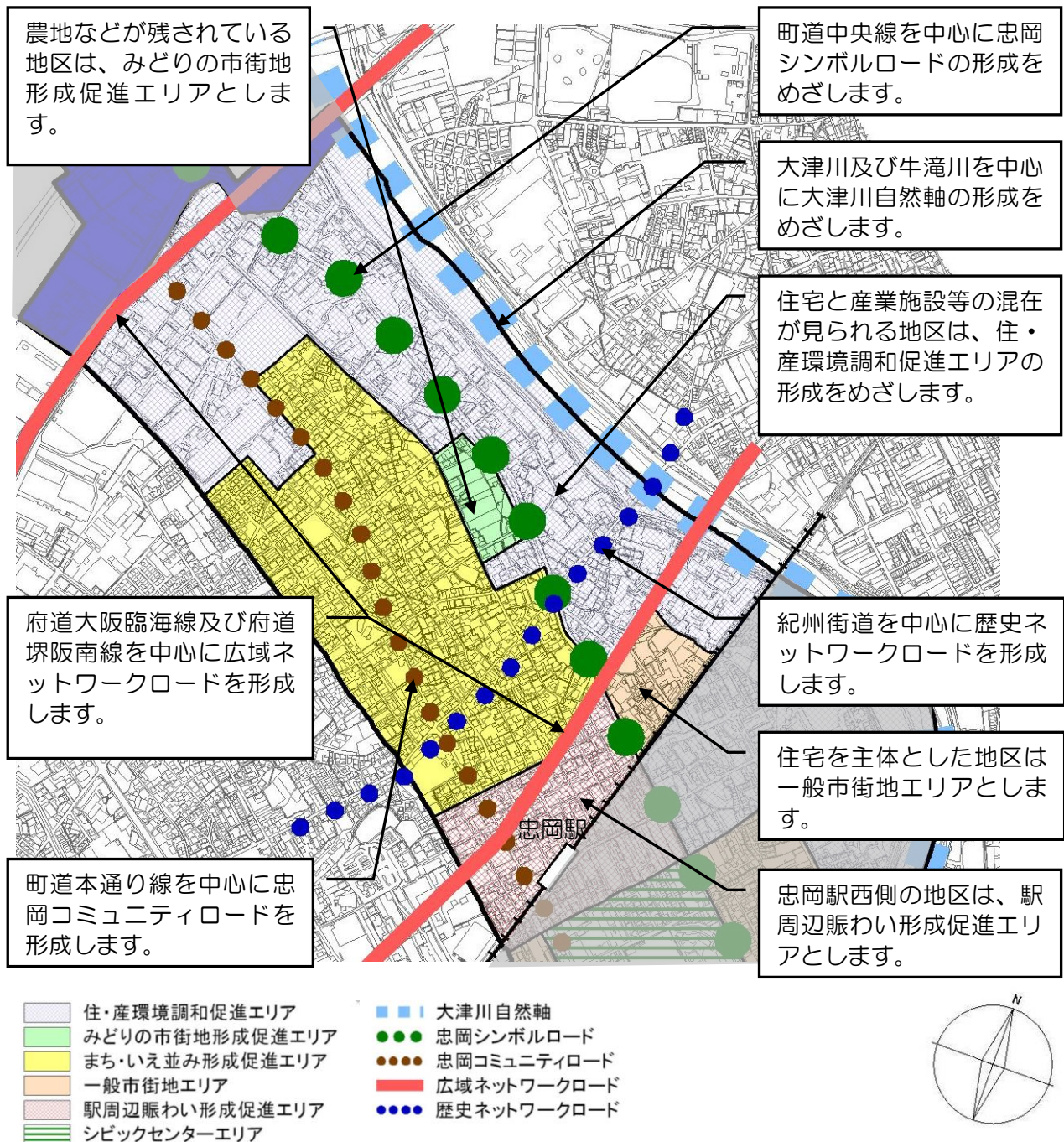


表6-5 エリアと軸及びロードの形成方針

エリアと軸及びロードの形成方針	
住・産環境調和促進エリア	<p>このエリアは、府道大阪臨海線や町道中央線沿いに、多くの産業施設が立地しています。</p> <p>今後は、このような交通利便の良さを活かした産業環境と住環境が互いに協調し、調和できるよう、いずれの環境形成面からもふさわしくない土地利用や建物用途の制限、各々の敷地における緑地などの緩衝空間の確保等に努めます。</p>
みどりの市街地形成促進エリア	<p>このエリアは、農地などの緑地的空間が残されていることから、一部農地を農協福祉農園として整備しています。</p> <p>このような農地が有するみどりの豊かさにふれあえる機会を継承できるよう、農協福祉農園の保全に努めます。</p> <p>また、農協福祉農園の周辺において開発が行われる場合には、公園緑地的空間の確保や民有地緑化などを促進します。</p>
まち・いえ並み形成促進エリア	<p>このエリアは、だんじり祭りの中心となるエリアであり、紀州街道や町道本通り線沿いに昔ながらのまち並みも残されているものの、幅員 4m未滿の道路も多いため低層木造住宅等が密集しており、地震や火災による被害の拡大も懸念されます。</p> <p>今後は、各住宅の耐震性能や防火性能の向上、歴史的なまち・いえ並みの継承などを促進するとともに、都市計画道路忠岡岸和田線の整備や細街路の改善、都市計画公園である東区公園、北区公園の整備、忠岡小学校や総合福祉センターの緑化などを進めます。</p>
一般市街地エリア	<p>このエリアは、町道中央線及び府道堺阪南線の沿道に位置する住宅を主体としたエリアとなっています。</p> <p>今後は各地区の建物利用状況を踏まえ、より良い住環境が保全されるよう建物利用の規制・誘導方策に努めます。</p>
駅周辺賑わい形成促進エリア	<p>このエリアは、本町内で唯一の鉄道駅である忠岡駅の西側を中心とするエリアであり、勤労青少年ホームや忠岡町文化会館、忠岡郵便局といった公共公益施設も立地しています。</p> <p>今後は、本町の玄関口にふさわしい都市的空間の形成を図るため、町道本通り線や各公共公益施設の緑化などに努めます。</p>
大津川自然軸	<p>大津川については、河川公園として整備しており、その水辺が有する自然環境などとともに住民が多様なレクリエーション活動を行なう貴重なオープンスペースとなっています。</p> <p>今後は、より住民に親しまれる河川となるよう、水辺観察会や環境美化イベントの開催など、河川にふれあえる機会の拡充を促進します。</p>

エリアと軸及びロードの形成方針	
忠岡シンボルロード	<p>町道中央線は、歩道や街路樹等が整備された幹線道路でもあり、沿道には緑豊かな忠岡神社も位置し、一部区間はだんじり祭りの曳行コースともなっています。</p> <p>このため、本町及び北西地域のシンボルにふさわしい道路空間が形成されるよう、歩行者・自転車等の安全性の向上やバリアフリー化、街路樹等の質的向上などに取り組むとともに、沿道に位置する一定規模以上の各施設においても、四季を感じられる緑地的空間を整備・誘導します。</p>
忠岡コミュニティロード	<p>町道本通り線は、忠岡駅と北西地域の東西を結ぶ道路であり、沿道には忠岡小学校なども位置し、旧市街地の骨格的道路であり、概ねの区間はだんじり祭りの曳行コースともなっています。</p> <p>今後は、忠岡駅へのアクセス性の向上や、歩行者、自転車の安全性の確保、旧市街地の防災・防犯機能の向上にも配慮しつつ道路や交差点の改良、街路灯の設置等を進めます。</p>
広域ネットワークロード	<p>府道大阪臨海線及び堺阪南線は、隣接市及び大阪府などとも連携を図りながら道路や橋梁の耐震性強化や交通安全施設の整備、沿道景観の形成などを促進します。</p>
歴史ネットワークロード	<p>紀州街道は、隣接市及び大阪府などとも連携を図りながら、道路の美装化やポケットパーク、案内板などの設置などに努めます。</p>

第7章. まちづくりの推進

(1) まちづくりに関する提案を受け止める制度の充実

持続可能な都市を形成するためには「住民・事業者と行政の協働によるまちづくり」が必要不可欠であり、都市計画法においても住民による都市計画提案が制度化されるに至っています。

また、近年では、「我が町を自らが創り、守ろう」とする気運も情勢されつつあり、都市計画法に基づかない独自の協定を結ぶ地区も見られるようになってきています。

本町においても住民参画によるまちづくりを実現すべく「忠岡町地区計画等の案の作成手続きに関する条例」を定めており、今後は、これら制度のPRを行うとともに、住民や事業者等からの多様なまちづくりに関する提案などを、適切に受け止めていける制度の充実を図ります。

(2) まちづくり意識の啓発とまちづくりへの参加機会の拡充

まちづくりに関する課題は、環境や防災、福祉、産業など多岐にわたり、施策や事業の実現を図るためには、行政と住民及び事業者等との間において共通認識を持ち、相互の合意形成がなされることが必要不可欠となっています。

そのため、行政と住民及び事業者等が各役割を明確にするとともに、まちづくりへの参加意識を啓発することが重要となります。

今後は、本町のだんじり祭りに象徴されるような強い地域コミュニティ形成を活かして、子どもの頃からまちづくりなどへの参加意識を醸成できるよう、小学校などでの緑化活動を実施するなどの機会を活かしながら、まちづくりに対する理解が深められるよう、他地域でのまちづくり活動の紹介、住民や事業者等とのまちづくりワークショップの開催などに努めます。

(3) 広域的連携によるまちづくりの推進

本町のように小規模な都市においては、防災対策をはじめ幹線道路ネットワークや景観形成、再生可能エネルギーの活用など、町域の枠組みを超えて取り組むことも望まれることから、国、府及び隣接市との連携・協力のもとにまちづくりを推進できる体制の構築に努めます。

(4) 本計画の検証と見直し

本計画は、概ね20年後を見据えながら都市づくりの方向性を示したものであり、その実現に向けた具体的な施策や事業については都市計画分野だけでなく、多様な施策や事業を社会経済情勢も踏まえつつ段階的に実施していくことが必要となります。

このため、忠岡町総合計画の策定や住民意識調査などの機会を適切にとらえ、本計画の達成状況等について庁内の連携・調整のもと評価と検証を行い、上位計画や社会情勢、住民意向等に整合した計画となるよう見直しを行っていきます。